

令和3年蘭越町議会第1回定例会会議録

○開会及び閉会

令和3年 3月11日（2日目）

開 会 午前10時00分

散 会 午後 4時10分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	淀谷 融	2番	金安 英照
	3番	田村 陽子	5番	永井 浩
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	熊谷 雅幸	11番	富樫 順悦

欠席（ 0名）

○会議録署名議員

5番 永井 浩 6番 向山 博

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	竹内 恒雄	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	西河 修久
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	梅本 聖孝
教育次長	田縁 幸哉	会計管理者	小木 利夫
農業委員会事務局長	木村 恭史	商工労働観光課参事	水上 昭広
代表監査委員	坪田 和昭		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 河野 俊明 書 記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	議案第1号	蘭越町認可地縁団体印鑑条例
日程第2	議案第2号	蘭越町議会議員及び蘭越町長選挙における選挙運動の公営に関する条例
日程第3	議案第3号	蘭越町定住支援条例
日程第4	議案第4号	蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第5号	蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第6号	蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第7号	蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第8号	蘭越町生ごみ等堆肥化处理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
日程第9	議案第9号	蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第10	議案第10号	町道の路線区域変更について
日程第11	議案第11号	町道の路線廃止について
日程第12	議案第12号	町道の路線認定について
日程第13	議案第13号	令和2年度蘭越町一般会計補正予算（第12号）
日程第14	議案第14号	令和2年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第15号	令和2年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第16号	令和2年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第17号	令和2年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第18号	令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
日程第19	議案第19号	令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

日程第20	議案第20号	令和2年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第21号	令和2年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第22号	令和3年度蘭越町一般会計予算
	議案第23号	令和3年度蘭越町奨学資金特別会計予算
	議案第24号	令和3年度後志公平委員会特別会計予算
	議案第25号	令和3年度蘭越町地域振興事業特別会計予算
	議案第26号	令和3年度蘭越町国民健康保険特別会計予算
	議案第27号	令和3年度蘭越町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第28号	令和3年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計予算
	議案第29号	令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計予算
	議案第30号	令和3年度蘭越町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第31号	令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計予算
	議案第32号	令和3年度蘭越町特産品開発事業特別会計予算

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は１０名であります。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第１、議案第１号蘭越町認可地縁団体印鑑条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第１号、蘭越町認可地縁団体印鑑条例について、御説明申し上げます。

まず、地縁団体と本認可制度の概要について、御説明申し上げます。

地縁団体とは、字の区域、その他町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、いわゆる自治会、町内会等を指します。

自治会、町内会等の地縁団体のうち、地方自治法第２６０条の２の規定により市町村長の認可を受けた団体を認可地縁団体といいます。

また、本認可制度の概要でございますが、これまで自治会・町内会所有の土地・建物については、法人格を取得できなかったことから、自治会・町内会名義での不動産登記ができないものでございました。

そのため、不動産の登記名義を、自治会・町内会の会長個人や、役員の共有名義としなければならず、当該名義人の死亡による相続問題や、債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがございました。

本制度は、このような問題を解消するため、不動産を保有または保有を予定している自治会・町内会が、法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等を可能にしようとするものでございまして、平成３年４月２日、地方自治法の改正により創設された制度でございます。

認可を受けた地縁団体は、自治会・町内会名義で不動産の取得等が可能となりますが、その団体の印鑑の登録及びその証明に関する事項は、町の条例で定めなければならず、町内の一部の団体から認可地縁団体として申請したいとのご相談・ご要望もあったことから、新たに条例を制定させていただくものです。

それでは、参考資料①をご覧ください。

第１条の趣旨でございますが、町が認可した地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について、申請手続きなどの必要な事項を定めるものです。

第２条は、認可地縁団体の印鑑を登録できる代表者及びその代理人を定めるものです。印鑑登録できるのは、認可地縁団体の代表者のほか、第２条各号に規定する仮代表者、特別代理人、清算人となります。

第3条は、登録の申請で、認可地縁団体の印鑑を登録しようとする場合の申請方法について定めております。認可地縁団体の代表者等が団体の印鑑を登録しようとする場合は、自ら団体の印鑑を持参し、町長に対して登録の申請をしなければならないこと、また、2ページになります。申請には代表者等が蘭越町印鑑条例の規定により、登録している個人の印鑑が必要と定めております。

第4条は、町長が申請を受けて、団体の印鑑を登録する際の確認・審査について定めております。町長は、地縁団体の台帳、申請する者の個人の印鑑、登録申請書の記載事項を審査したうえで、登録することとなります。

第5条は、登録できる団体の印鑑の個数及び形状などの制限について定めております。団体の印鑑として登録できる印鑑は、1団体につき1個となり、また、不適当な印鑑として第1号から第4号のいずれかに該当する場合は、登録することができないことを定めております。

第6条は、町長が申請を受けて、団体の印鑑を登録する場合に、認可地縁団体印鑑登録原票に記載する項目について定めております。

町長は、団体の印鑑登録の申請を受理したときは、認可地縁団体印鑑登録原票に印影及び規則に定める項目を登録するものです。3ページになります。

第7条は、認可地縁団体印鑑登録原票の記載内容に、変更が生じた場合の取り扱いについて定めております。

第8条は、団体の印鑑登録を廃止する場合の取り扱いについて定めております。団体の印鑑登録を受けている者が印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録している印鑑を自ら持参し、町長に廃止の届け出をしなければなりません。また、登録している印鑑を亡くしたときは、直ちに町長に廃止の届け出をしなければならないものです。

第9条は、団体の印鑑登録を抹消する場合の取り扱いについて定めております。町長は、第1号から、4ページになります、第6号のいずれかに該当する場合は、団体の印鑑登録を抹消するものです。

なお、この規定により印鑑の登録を抹消したときは、登録を受けている者に対してその旨を通知するものです。

第10条は、印鑑登録原票の印影が、不鮮明になった場合など、印鑑登録原票を再製する場合の取り扱いについて定めております。第1号から第3号のいずれかに該当する場合には、町長は団体の印鑑登録を受けている者に対して、その旨を通知し、登録されている印鑑の提示を求めて印鑑登録原票を再製することができるものです。

第11条は、交付申請で、団体の印鑑登録を受けている者が、印鑑登録についての証明書の交付を受けようとするときの手続きについて定めております。印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録されている団体の印鑑を自ら持参

し、交付申請書に押印して町長に申請しなければなりません。

なお、第14条の規定により代理人の申請も認められております。

第12条は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請の制限について定めています。認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請は、第1号から5ページになります、第6号のいずれかに該当する場合は申請を受理しないものとするものです。

第13条は、町長が認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合の取扱いについて定めております。町長は、団体の印鑑登録を受けている者から、印鑑登録についての証明書の交付を求められた場合、申請が適正であるかを確認し、規則に定める様式により証明書を交付するものです。

第14条は、認可地縁団体の代表者等に代理人を置いている場合の申請や届け出等の手続きについて定めております。

第15条は、登録申請書等の確認で、申請や届け出があった場合、これらが適正であるかどうかを町長に確認する義務があることを定めております。6ページになります。

第16条は、町長が団体の印鑑登録や証明について、質問や調査する権利があることを定めております。町長は、第15条の規定により申請書等が適正であるかどうかを判断しなければならないことから、団体の印鑑登録及び証明に関して必要性に応じて、関係者に対する質問や必要な事項について調査することができるものです。

第17条は、団体の印鑑登録原票などの書類の閲覧について定めております。印鑑登録原票や団体の印鑑に関する書類は、閲覧することができないものです。

第18条は、団体の印鑑登録証明に係る手数料について定めております。1件につき300円としております。

第19条は、本条例の規定と蘭越町行政手続条例の規定との関係について定めております。

第20条は、委任で本条例の施行の際に必要な規定として、蘭越町認可地縁団体印鑑条例施行規則を定めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、難波議員。

○7番（難波修二） ちょっとわからない点があったんですけども、今の説明で理解ができました。この地縁団体の法改正は平成3年に行われたということで、私も調べたらそういうことになってました。

で、今回、その印鑑登録の条例を制定するというのは、平成3年からこれまでの間、そういうことがきつとなかったんだらうなというふうに感じてたんです。それで、今の説明で一部の団体からそういうようなことについての相談というか、そういうことがあったので、今回、改めてこの条例を作ると、そういうことだったと理解をしました。

それで、差し障りのない範囲で構わないんですけど、その行おうとする団体が現れたということで、実際にその一般的に我々のような町内会がそういう土地や建物を持つということはなかなか考えにくいと思うんですけども、どのようなケースなのかなって、ちょっとわからないので、何々ですということがもし差し障りがあればあれですけども、差し障りのない程度で、もしこういうようなケースでということがあればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 難波議員からのご質問にお答えします。

この要望、相談等があったのはですね、昨年から相談がありました。 あった地区については、相生地区なんですけど、相生集会所の隣に花壇等がございまして、その花壇と、両脇に町有地、集会所は町有地なものですから、その隣接する部分のその部分は個人の所有でございます。で、その個人の所有者が高齢によって、将来的に、実際の花壇も今、町内会で管理しておりますので、そういったところも含めて、今後、町内会で不動産を取得し、土地を取得して、そういう不動産の管理も含めてやっていきたいという、そういう要望です。なので、そういうことで御理解願います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町認可地縁団体印鑑条例を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第2、議案第2号蘭越町議会議員及び蘭越町長選挙における選挙運動の公営に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第2号、蘭越町議会議員及び蘭越町長選挙における選挙運動の公営に関する条例について、御説明申し上げます。

この条例につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日から施行されたことに伴い、町議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営に関し必要な事項を定めるものです。

昨年12月14日開催の議員協議会におきまして、制度の概要等について御説明させていただいておりますが、今回の公職選挙法の改正に伴う町村議会議員選挙及び町村長選挙における変更点は、大きく分けて3点になります。

1点目に、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大。2点目に、町村議会議員選挙におけるビラ配布の解禁。3点目に、町村議会議員選挙における供託金15万円が導入されることになります。

選挙公営制度についてでございますが、国や地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する制度でございます。現在、国、都道府県、市の選挙において導入されているところです。また、この制度の基本原則として、上限額の範囲内で実費相当額を交付する制度でありまして、定額交付するものではありません。それでは、参考資料②をご覧ください。1ページになります。

第1条の趣旨でございますが、公職選挙法に基づき、町議会議員選挙及び町長選挙において、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの経費を公費で負担するために、必要な事項を定めるものです。

第2条から4ページの、第5条までは選挙運動用自動車の公費負担に関する規定となりますが、第2条は、選挙運動用自動車の使用の公営で、一般乗用旅客自動車運送業者とハイヤー契約した場合は、1日につき最大6万4,500円を法定限度額として公費負担の対象となり、その対象期間は、告示日から5日間、選挙

が無投票となった場合には、告示日の1日が対象となります。ただし、供託金を没収される候補者は、自己負担となり、公費負担の対象にはならないものです。2ページになります。

第3条は、候補者が、選挙運動用自動車として、一般乗用旅客自動車運送業者と契約をした際、蘭越町選挙管理委員会へ届出することを定めるものです。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続を定めるもので、選挙運動用自動車の費用は、候補者の契約の相手方となる一般乗用旅客自動車運送業者などへ、蘭越町選挙管理委員会が直接支払うことを定めております。

第1号は、候補者が一般乗用旅客自動車運送業者、いわゆるハイヤー業者等と契約した場合、公費負担となるのは1日につき最大6万4,500円、6万4,500円に満たない場合は、実際の契約金額とし、一般運送契約により2台以上使用しても1台のみが公費負担となるものです。3ページになります。

第2号は、一般運送契約以外、いわゆるレンタルや会社・個人からの借上げなど、選挙運動用自動車の個別契約についての金額を定めるものです。

アは、選挙運動用自動車の借入契約の場合、例えば、レンタカー、個人車両の借入等、公費負担となるのは1日につき最大1万5,800円、1万5,800円に満たない場合は、実際の契約金額とし、借入契約により2台以上使用しても1台のみが公費負担となるものです。イは、選挙運動用自動車の燃料供給に関する契約で、最大7,560円に、選挙運動期間日数の5日に乗じた金額3万7,800円を、燃料代金の上限として公費負担するものです。なお、無投票の場合は、告示日の1日分の7,560円が公費負担の上限となります。ウは、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約で、公費負担となるのは、1日につき最大1万2,500円で、1万2,500円に満たない場合は、実際の契約金額とし、2人以上雇用しても1人の運転手が公費負担となるものです。なお、運転手は、法人ではなく、個人を対象とした契約のみが公費負担の対象となります。4ページになります。

第5条は、契約の指定で、一般乗用旅客自動車運送業者との契約と、そうではない個別契約を重複して公費負担とすることができないことを定めるものです。いわゆる、どちらか一方しか公費負担の対象とはならないものです。

次に、第6条から第8条は、選挙運動用ビラの公費負担に関する規定となりますが、第6条はビラ作成に係る公費負担及びその限度額を定めるものです。ただし、供託金を没収される候補者は、自己負担となり、公費負担の対象にはならないものです。なお、ビラ作成の限度枚数は、公職選挙法の規定により、町議会議員選挙1,600枚、町長選挙5,000枚となっております。

第7条は、ビラの作成の届出で、候補者が選挙運動用ビラの作成に係る契約をした際には、蘭越町選挙管理委員会へ届出することを定めるものです。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続を定めるもので、5ページになります。ビラの公費負担は、1枚当たり最高7円51銭で、7円51銭に満たない場合は、実際の契約額とし、町議会議員選挙は1,600枚、町長選挙は5,000枚を乗じた額を、蘭越町選挙管理委員会がビラの作成業者に直接支払うものです。

第9条から6ページの第11条は、選挙運動用ポスターの公費負担に関する規定となりますが、第9条は、ポスター作成の公費負担及びのその限度額を定めるものです。

ただし、供託金を没収される候補者は自己負担となり、公費負担の対象にはならないものです。

第10条は、候補者が選挙運動用ポスターの作成に係る契約をした際には、蘭越町選挙管理委員会へ届出することを定めるものです。6ページになります。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続を定めるもので、ポスターの公費負担は、1枚当たり最高1,526円で、1,526円に満たない場合は、実際の契約額とし、この金額に、ポスター掲示場数50か所に1.2を乗じた数、すなわち60枚を乗じた額を、蘭越町選挙管理委員会がポスターの作成業者に支払うものです。

第12条は、委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、蘭越町選挙管理委員会が別に定めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） この度の公職選挙法の一部改正ということで、法律で立候補に係る環境改善のためとか、立候補の乱立を防ぐためということで、公的な、公営ということで提示されてます。ですが、自由な立候補を妨げるとか若手の候補の手が上がりにくくなるという危惧が、やはり供託金ということも含まれまして、そういうふうには危惧される部分もあると思うんですね。そこのところの、町の、条例自体にはあれなんですけど、これからどのように変化、今までの事の変更点とか、例えば供託金の募集点の説明とか、そういう部分をどのように知らせて、町の若い方の次の立候補などを促すことをかんがえていらっしゃるんです。

しょうか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長

○総務課長（渡辺貢） 供託金につきましては、公職選挙法の中で15万円ということの募集規定で定められているものでございます。

ただ、今回の変更点等につきましては、今後、町政懇談会等で機会があればそういうことも含めて検討してまいりたいと思いますけど、いわゆる今回の改正につきましては、いろんな選挙公営に関する、そういった拡大にかかる部分で、メリットが大きいという部分がありますので、こういった部分で周知のほうも可能であればやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） はい、メリットとかね、そこをどうわかりやすく説明していくか知らせるのを、一時だけじゃなくて常に、そこは議会のほうもやっていかなきゃならないことかなとももちろん思うんですけど、町のほうでわかりやすく知らせる必要があるのではないかなと思います。

これに伴って、いわゆる収支の会計のフォーマットとかの変更とかも出てくるということでしょうか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 会計収支については、特段変更はございません。

ただ、契約業者が出てきますので、それぞれ運転手さんとか、個人の契約する場合には燃料だとかそういうのを含めて契約するのは、所定の様式によって契約していただかなきゃいけないということになります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 一つだけ伺いたいと思います。

まず、選挙の公営化という一大目標が実現されているということで、基本反対はしませんが、疑問があります。町長のように、一つの町村のいわゆる大統領選挙の色彩が強い選挙に関して供託金というのが理解できないわけではありませんが、不特定多数の人が複数の議席にありつきたいという形の町民選挙で、供託金

というのはどうも馴染むのかなっていう、そういう疑問が率直にあります。選挙法で設定されてはいるけど金額まで設定されているのか、立候補を多様な形で募るといふ、そういう制度上の保証というのはなくなるのではないかという、金額の問題ではなく考え方の問題として、問題を提起しますので、ちょっと御答弁いただければ、その辺の選挙法の15万というのはどういう解釈か、つまり行政と民放上では貸担保責任という形での供託をするという制度があると思うんですが、行政上どうなのか、それが馴染むのかどうなのか、その辺、新しい法律ができた時そういうものがあつたのかなかったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 供託金については、公職選挙法により定められておりまして、現在、町長選挙においては50万円というようになっております。選挙法の新法の第92条の第1項関係になりますけど、供託金制度導入することとして15万円、これのほうに明記されておまして、この導入については公職選挙法に準じて町のほうもこれで運用というのが当然然るべきと、そういうように考えておりますので、そのへんで解釈をよろしく願います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） ちょっと答弁、十分でないと思うんですけど、どうですか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 申し訳ございません。15万円の歳出根底については、今、手元のほうに資料等ございませんので、ちょっと調べて、回答させていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷委員。

○9番（柳谷要） さっきも申し上げましたが、選挙の公営化は時代の流れで、そういう公営化という大きな波が町村にも来たという捉え方を私はして、これは時代の流れかな、当然かなという捉え方をしています。

しかし15万円は金額の問題だけではない、考え方の問題として、これは末端

の、いわゆる議会を構成する、議員を選ぶ時の被選挙権と選挙権というものをできるだけその感覚を近くするというですね、民主主義の一番の基本を供託金という形で物に表すというその考え方なんですよね、私が問題にしたいのは。供託金はけしからんから、これに反対するかということ必ずしもそうはいきませんが、そういう疑問がありましたので、改めて町長からなんらかの見解いただければありがたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員のご質問にお答えしたいと思います

今回、条例の制定をしたのは、あくまでも議会議員に係る町長選挙と、係る選挙公営の拡大、さらにはビラの配布の解禁という部分でございます。

供託金に関しては、公職選挙法の部分の中でうたっているということでございますので、この今回の条例の部分の中には15万というのは公職選挙法でもうたわれてるという部分の中で、まず理解をしていただきたいと思います。それで、議員がおっしゃっている、15万がどうして時代の流れの中で、議会議員選挙においても供託金として納めなければならないのかというような部分は、ちょっと私もですね、今、選挙制度の部分の中で勉強不足で、そこまで資料等も持参はしておりませんが、なかなか議会議員のなり手、そういう部分もない中で選挙のいろんな国が支援すると、そういう部分の中ではある一定の候補者の品位とか、そういう方々になっていただく、一つのそういう、誰でも手を挙げればできるというような部分もあるかもしれませんが、国のほうとしては、ある定めの部分の中で議員のなり手、そういうものを実施していきたいというようなかたちで、私は定めているのではないかな、そこに15万という、その15万が金額がいいかどうかというのは、私もそこまで判断はできませんけど、ある程度制限をさせた、その分、議員の選挙に係る部分については、国のほうで責任を持ってお支払いをするというような部分で定めているのではないかなというふうに考えております。答弁としては、非常に物足りない部分となっていることには御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 最後に一つだけ。

これは提案した以上、答えてほしいと思っているんですけども、この没収の根拠ですね。角度を変えて聞きますが、没収の根拠、つまり供託金というのは、予想される損害をあらかじめ、貸し担保の責任を明らかにするという性格が私はある

と思うんですね。法律論として、50万があるから、そのまんま50万という標準になるかって、私はそのへん、どうも公平であるべき選挙権と被選挙権のね、こういうかたちで、乱立を防ぐという、たくさんお金かかりますからね。立候補することによって。人的にもかかるし、物質的にもかかるし。それは分からないわけではないんですけど、そういう根拠をやはり議論しておいてもいいのではないかなと思うんですね。そのへんのところをもう一回お願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） お答えします。

明確な答弁であるかどうかあれなんですけども、今の供託金については、有効投票総数のですね、議員総数、蘭越町でいうと10人、議員さんおられますので、有効投票数を10で割ってですね、その10分の1が没収される値になります。というのは、例えば、有効投票数が3,000票でありましたら、30票がラインになっていると、このライン以下ですと、今のいう15万円の没収金の対象となると、これがいわゆる公職選挙法で定める15万円のラインというふうになっておりますので、御理解を願います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町議会議員及び蘭越町長選挙における選挙運動の公営に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、議案第3号蘭越町定住支援条例を議題といたし

ます。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第3号、蘭越町定住支援条例について、御説明申し上げます。

本条例は、現行の定住促進条例が本年3月31日をもって失効することから、本町の定住対策を引き続き推進するため、新たな条例として制定させていただくものです。

昨年12月14日開催の議員協議会において、本条例案の概要を御説明させていただいたところですが、今回、新たな定住支援策を検討するにあたり、蘭越の素晴らしい景観の中で、住み続けられることが、イコール、定住に繋がるということコンセプトにしまして、近年、社会問題になっている空き家問題と移住・定住をうまく融合することにより、放置された空き家をどう利活用できるか、そこに焦点をあてながら、定住支援を図るものです。それでは、参考資料③をご覧ください。

1つめの目的でございますが、蘭越町の人口減少を抑制し、地域の活性化を図りつつ、末永く町に住み続けていただくための定住支援に資することを目的としております。

2の定義につきましては、用語の意義で、定住、Iターン者、Uターン者、空き家を、それぞれ第1号から第4号のとおり定めております。

3の重点事業では、新築住宅奨励事業、空き家改修利活用事業、空き家撤去費用補助金、移住・定住サポート事業の4つの施策を実施するものです。

4の事業実施の体制でございますが、3の重点事業各号に掲げる施策は、総務課企画防災対策室が担います。また、重点事業第4号の移住・定住サポート事業の実施に当たり、定住促進活動を行う町内団体に補助金を交付すること、また、補助金の交付の対象となる経費は、重点事業第1号から第4号まで、それぞれの事業に要する経費の額としております。2ページ目になります。

5の定住支援員についてですが、定住を推進するための人材の配置として定住支援員をおくこととし、要件及び任期を定めております。

6は、定住希望者、Iターン者及びUターン者への支援の目的を達成するため、町は、第1号から第5号の5つの事業を行うこととするものです。

7の住宅確保の支援についてでございますが、第1号は、住宅を新築し、自ら居住する者に対して、70万円を補助するものです。第2号では、町内業者が請負う50万円以上の空き家改修で、自ら居住する者に対して、最大100万円を補助するもので、ただし、Iターン者、Uターン者以外の者、いわゆる町民の場合は、最大80万円としております。また、家財道具の処分が必要な場合は、最大

50万円を補助するものです。

第3号では、空き家を撤去する敷地内に新たな住宅を新築する者に対して、最大50万円を補助するものです。

8の補助金交付の要件では、住民登録されている者、もしくは転居を誓約している者で町税の滞納がなく、年度内に工事が完了すること、また、町内会に加入していること、住宅の延べ床面積が45平方メートル以上240平方メートル以下であること、課税所得金額600万円未満の世帯であること、さらに、3ページ目になります。これまでの蘭越町定住促進条例による補助金及び蘭越町住宅エコ化支援事業補助金を受けたことがない住宅であることとし、申請回数は1度のみとして定めております。

9は、補助金交付の取消し及び返還についてを定めております。

10につきましては、適用除外の規定となります。

11の委任につきましては、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めるものとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものとし、この条例は、令和6年3月31日限りで、その効力を失うものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、田村議員。

○3番（田村陽子） まず4点ほどお伺いしたいと思います。

第2条のところの1ターン者、2ターン者の1年以内という、ここの根拠を教えてください。そして、(4)の6か月以上使用されていないものを空き家という、ここの根拠も教えてください。それと8条、以前の定住促進条例にはなかった、8条の5と6ですね。その設定の根拠を教えてください。次のページの7、(7)のですね、エコ化支援補助金を受けたことがない住宅であること、ここに関して、主が変わっても、住宅として以前受けたことがある住宅は対象にならないということでしょうか。この4点、まずお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） それではお答えいたします。

まず1点目です。1年以内の定義です。Iターン、Uターン者、それぞれ1年以内という定義になっております。こちらについては、移住・定住を目的にですね、蘭越町へ来る方、これまでの例を挙げますと、事前に、空き家情報等を入手して、その上で住民票を蘭越に置いて、空き家改修の申請等、手続きを行うのがほとんどの状況で、現状でございました。これまで過去8年にわたる定住支援条例においてもですね、この1年以内で運用してきてですね、なんらそのへんのトラブルというか、問題等もございません。そのへんを認識した上で、1年というものを設定しております。また、この1年以内というのもですね、他町村の支援制度、これらも参考にしたところですけども、転入の日からですね、起算して6か月以内という町村も多々ありまして、このへんも内部で十分検討しました。ただ、6か月以内というのはあまりにも短いというのもございましてですね、これまでの現状、過去のそのまま定住支援条例と同じ1年以内、この定義をですね、そのまま短くしないでやったところですよ。これにつきましては、現条例では助成をできることはできませんでしたが、今回の新しい条例では、Iターン者、Uターン者がですね、住民登録を行って1年経過してもですね、町民として最大80万円の改修費用、助成することができますので、条例自体は緩和されているということで、御理解願いたいと思います。

次に、空き家の6か月以上使用されていないものをいうという、ここの定義です。国土交通省の空き家の定義、国の定義ですけども、概ね1年以上住んでいない、または使われていない家を定義しておりまして、多くの町村でもこの定義を1年以上というふうにして空き家を定めているところですよ。本条例を検討していく中でですね、1年以上空き家になると、当然、損傷がひどくてですね、利活用の足かせになるということも判断しまして、できるだけ早く、新たな所有者にリフォームできる環境を整備するということが内部で重要であるというふうに考えておりまして、この1年という期間を短くして6か月以上に定めて補助金を使いやすいようにしたいというふうに考えて、6か月以上にしたところでございます。この期間については、空き家なものですから、期間を6か月に定めた理由というふうにここにありますが、条例に沿った趣旨に沿って空き家の概念をですね、しっかり町の条例に定めて、その上で運用していきたいというふうに考えております。

あと、4点目ですね。住宅の延べ面積、(5)なんですけども、これは現在のですね、マイホーム取得奨励事業の要件等同様としているところなんですけども、不動産の取得税の軽減税率の要件では、50平米以上、240平米、同じ以下となっております。こちらのほうも参考としております。補助金交付に当たり、住宅面積要件もかなり重要となってきております。例えば240平米、いわゆる73坪という莫大な大きな家になります。住宅としては3階建てになるかどうか

なんでしょうけども、そういう豪邸というか、富裕層というかですね、そういった意味の坪数になろうと思ってます。これ以上の大きな家を補助金の対象とするのはどうかということもありまして、この要件についても前条例と同様に、この面積要件は変えずにしております。課税所得の600万ですね、(6)ですね、ここについては、ある程度の一定の収入が、世帯が要件から外れるようには考えております。一定の収入というのは概ね年収で800万以上を想定しております。夫婦と子供いて、子供2人ぐらいいてですね、800万ぐらいと想定しております。年齢で言えば、50歳以上ぐらいの方になるかなと思います。いわゆる高所得者というか、富裕層なんですけども、新築住宅を建てる上で、補助金の対象外としておりますけれども、自分の力ですね、自分の財力で高所得者は新築、改修ができる、そのような要件でこの年齢要件を作ったところでございます。なお、この要件に加えて、これまでありました60歳以上の要件の不可とかですね、公務員だったら不可とか、このへんの要件は外しております。

あと、最後になります。エコ化支援住宅の補助金につきましては、これらもですね、定住支援条例の今回新たな支援に当たり、そのコンセプトというのが、さきほど言ったとおり、移住・定住と融合すると、住宅の融合を含めたということで目的としております。エコ化住宅の支援ということにつきましては、これまで併用という言葉がありましたけど、エコ化を受けることと、この定住のこちらの本条例の趣旨とですね、そのへんを一回分離してですね、しっかりこの受けたことのない住宅について、こちらのほうの条例の対象にするといったことも、内容で定めさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） まず1年以内の部分の件ですけれども、8年にわたって1件のトラブルもないということと、渡辺課長おっしゃいましたけれども、1ターンで来て、蘭越に何年か住んで、その中で探しながら、空き家が見つかった、中古が見つかった、リフォームした、けど、この期限が超えてしまって、それが対象にならなかったという声が、やはり聞いたんですよね。聞くんですよ。そして、1年以内というものは、そこで1ターン者、Uターン者に対する寄り添いに、ちょっと私的には期間短いのではないかなと思っております。それは実際、そうやって1ターン者、Uターン者で移住されてきた方々の声を聞いたところ、もう少し余裕があったほうが良いなと。町民になって80万は補助が、これも新築だということで、80万が出るということなんですけれども、そこでの差というのは大きいと思うので、その5年以内ぐらいのもっと幅を持たせないことには1ターン者、Uターン者、移住・定住をしてくれるというところの大きな根拠

になると思っております。6か月以上使用されていない空き家というものですよね。逆に、目的、この今回の条例の目的に町の人口減少を抑制しというふうに書かれていますよね。移住・定住を促進、人を増やしたいという部分での移住・定住だと思うんですけど、そこの目的の減少を抑制し、というところにもっとも当たると思うんです。例えば、この町に、空き家なりそうだと、そういう物件がある所に他町村からそこの話があって、そのまま引き継ぎたいと、空き家にする前にそこを使いたい、そういった時には6か月という縛り以上使用されていないというところに引っかかってくると思うんですよね。ですから、ここのところの目的として、町の人口減少を抑制しという部分もあるなら、そこを空き家に、はなから空き家になるのが分かっているなら、次に入る人がいるなら、そこもリフォームの対象にする、1ターンの対象にするという部分で、ここのところの修正というのは必要じゃないかなと考えています。それと、住宅の延べ面積とか、600万未満の、それから富裕層とおっしゃられますが、新しく造る時にかかるものというのは、やはり同じくかかってくると思うんですよね。もちろんね、ある程度、財力がある方全てというわけではもちろんありませんが、ここのところの考え方として、ほかから来られた方なり、それなりにあるにしても、ここへの同じ条件でやるべきだと、私はちょっと考えております。それと、最後にエコ化住宅、補助金を受けたことがない住宅であるという、ここも主がやっぱり変われば変わるんじゃないかなと、ここのところの検討というのはしたほうがいいのではないかなと思うんですけど、4つのことで、ちょっともう一度お願いします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただ1年以内というところなんですけども、例えば、これが3年ならそしたらいいのか、4年ならいいのか、5年を1ターンにするのかというのが非常にこれは難しいところだと思います。補助金を支給する上で、これを4年も5年もですね、その人方を1ターン者だよ、2ターン者だよって位置づけをすることは、そこは難しいところだと思います。中ではやっぱり、1年というところの、この制度として限定することによって、その人を特化して移住者として迎え入れるのに同様な扱いとして、そういうもので定住・移住条例を行うものでございますので、仮にその1年を超えた場合には、先ほど言いましたとおり、町民として、その部分の補助は受けられますので、そういったことでこの条例の趣旨を理解していただければというふうに思いますので、お願いしたいと思います。6か月以上というのはですね、これは先ほども、繰り返しますが、いわゆる空き家の定義としてですね、すぐにこの空き家を転居したり、売ったり買ったりした場合、もうこれは対象にならないもので、これは通常の売買というふ

うになると思うんですけども、空き家の定義として、先ほど言いましたとおり、1年というのが国交省で定められた定義でございます。この定義をあらかじめ町として検討した中で縮小して6か月にすることによって、この空き家をできるだけリフォームしやすい環境と考えておりますので、この条例の定義としては、この空き家というのを、もう一度、もう一度というか、これを定めておりますので、御理解願いたいというふうに思います。5番、6番の住宅の延べ面積、課税所得者については、ちょっと同様の答えになりますけども、あくまでも高所得者、富裕層っていう方々についてもですね、こういう補助金の要件の補助金を支給するということは、避けたいということの条例の趣旨でございますので、御理解願います。あとは、エコ化住宅につきましても、過去に同様の申請をされていて、その家が申請されてなければ、当然、この家は対象となりますので、そういうことで御理解願いたいと思います。同じ人は受けれないということなので。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 今回の条例の制定に当たりまして、いろいろ内部での検討に当たりまして、実際、Iターン者、Uターン者、今、蘭越町に町外から移住をしてきた人たち、実際、中古の物件を改修したり、買ったり、そういう実際、皆さん来られている方々の御意見というのは、声というのはお聞きになりましたか。これ最後の質問です。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） こちらのほうについては、私も含めまちづくり推進の係、それから地域おこし協力隊のほうでの、移住定住ネットのほうとも、総会等の話の中でいろいろ聞いた中で、必要となる部分というのも、先ほどの例えば、家財道具の追加分だとか、こういう話を聞きながらですね、この中で条例に作るに当たっては検討したことになります。その上で、内部でいろんな部分で検討して作った、条例の策定までに至ったという経過でございますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） ちょっと分からないところがあるので、教えてほしいと思ひまして。非常に単純な質問かもしれませんが。2ページ、第7条で、Iターン者、Uターン者とそうでない者の区別というのをどういうふうにして判断するのら

うかなというふうに、ちょっと思って、7条の2号で、但し書きでIターン者、Uターン者以外の者は最大80万ですよということですよね。Iターン者、Uターン者は定義されてますけれども、例えば、札幌から移ってきて住宅を建てますと、あるいは中古住宅を取得しました、この人はIターン者にはならないんですか。例えば倶知安から転居してきたと、住宅を取得したと、これはIターン者とはいわないのでしょうか。そのIターン者とそうでじゃない人を区別というのが、どうもよく分からなかったんで、それをちょっとお聞きしたいなと思いました。それから、第8条の4号での町内会に加入していることということで、これは同僚議員も以前、質問をされておりましたけれども、やはり、町内会に加入をするということをぜひ督促してほしいという、そういう思いは私も持っております。仮にその来られたと、補助金を申請したいという時に、まだ蘭越町の住民にはなかったけれども、町内会に入っていないという場合は、入ってくださいよということを実施するんだと思うんですよね。それからまだこちらに転居していないけれども、先に町内会に入りたいというようなね、そういう意向を持っている方々に対するそういうことをやっぱり奨励していくとすれば、そういう方々に対する、この条例による対応と、また同時に、町内会や行政協力員に対して、こういう事業に基づいて、こういう事業がありますと、そのことでぜひ町内会の側にね、こういうことで新たに来られた方が入りたいということがある場合については、ぜひ積極的にそういうことについて対応をしてほしいという、そういう趣旨説明というか、そういう方法も同時に必要ではないかなと、このように感じておりますので、その点について、ご質問したいと思います。それから、予算でやろうと思ったんですけども、この条例が通ってしまった場合、予算でやってもちょっとまずいなと思って、ここでちょっとお聞きしたいと思うんですけども、予算書では131ページに4つの事業名で、予算額が合計で1,650万あります。その4つを7条の1号、2号、3号がどれに当てはまるかというのが、予算の概要を見てやってみたんですけども、一番予算額の多い、新築中古住宅取得事業が700万円予算措置されているんですよ。これがこの1号、2号、3号のどこに該当するのかがよく分からなかったんですね。それでその新築中古住宅取得事業というのは、ここでは1号、2号、3号、どれが該当になって補助金が交付されるのかってということがちょっと分からなかったものですから、そのへんについて教えていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） まず1点目のIターン者とUターン者は、Iターン者につきましては、町外出身者が定住を目的に町を住所を置いてからということにな

りますので、あくまでも、町外出身者の方が町に来たいということの目的の中
あります。例えば、これが札幌でも東京でもそういうことになります。Ｕターン
というのは町民であった者、その方が札幌、倶知安、近くであってもその方が蘭
越町に戻ってきて住所を置いて経過した後に、その１年以内であれば、その住宅
の改修の対象となるというところの線引きということで理解をしていただきたい
というふうに思います。第８条の町内会の加入につきましては、議員ご指摘のと
おり、町内会の加入、こちらからもですね、何らかのかたちで町内会にこうい
うので移住者を迎えるということの前提の中ですね、ぜひそのへんの周知のほう
もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
最後になります、新築の奨励事業でございますけども、これは平成３１年のマイ
ホーム取得奨励事業の要綱の中で定められているものでございまして、この要綱
の中では今回の部分とはちょっと別物でございまして、固定資産税の課税基準日
の翌年度に、交付申請書をもって申請するものでございまして、今年の１月１日
現在で課税される住宅の奨励の関係なものですから、昨年で住宅の新築の件数等
は把握してはいますが、新築が全部で４件、中古が５件ですね。この分の合計の
件数で約、全部で７００万です。この額はもう決まっておりますので、この分は
翌年度に、新年度のほうで補助金を交付申請して支給するといったような制度な
ものですから、この分とはちょっと違うものになりますので、御理解願います。
以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○７番（難波修二） 予算の関係、了解しました。

これしかないものと思っていたものですから、要綱があるということは気が付き
ませんでした。町内会への周知はぜひやってほしいなと、たぶん予算の中でもい
ろいろ出るんでしょうけれども、私もそれに似たような質問出してますけれども、
やっぱりこれから町内会の役割は非常に大事になるなというふうに思ってます。
いかに蘭越町に来られた方々と仲良くやっていけるかということも含めてですね、
あるいはごみ処理の問題とか、非常に関わりが深いですから、ぜひここは積極的
に周知、協力要請等をしてほしいなと思います。Ｕターン者の関係も了解しまし
た。要するに、町外出身者だったらだめだと、そういうことですね。あるいは１
年以上経過したらもうそれはＵターン者と言わないよという、そういう理解でよ
ろしいということで、了解しました。

○議長（富樫順悦） 答弁よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

田村議員。

○3番（田村陽子） 質問した部分が納得がまだいきませんし、対象者、対象物を狭めることになるのではないかなと、まだまだ検討の余地があるのではないかな、移住者に寄り添っている部分とは思えませんので、さらなる検討を求めますので、反対いたします。

○議長（富樫順悦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町定住支援条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

起立で採決いたします。失礼しました。

お諮りいたします。

起立採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間、休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第4、議案第4号蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第4号、蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、学校運営協議会設立準備委員会の附属機関としての役割が終了し、4月から新たに学校運営協議会を教育委員会の附属機関として設置するため、条例の一部を改正するものです。

それでは、参考資料④をご覧ください。

変更箇所はアンダーラインを引いております。

別表中、附属機関の学校運営協議会設立準備委員会を、学校運営協議会に、また、所掌事務の学校運営協議会の設立に向けて必要な事項について、調査、審議し、教育委員会に意見を具申することを、蘭越町立小学校および中学校の運営に関し、教育委員会または当該対象学校の校長に意見を述べることに改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第5、議案第5号 蘭越町会計年度任用職員の給与及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第5号、蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この改正につきましては、令和3年4月1日蘭越町立診療所の開設に伴い、新たに会計年度任用職員として任用する、事務員、看護師及び薬剤師の給与に関し、必要な事項を定めるため、所用の改正をするものです。

それでは、参考資料⑤をご覧ください。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

まず、事務員についてですが、1ページ目の別表第1をご覧ください。職種の欄の6、観光施設等の次に、新たな職として7、町立診療所事務員を設け、当該給料表における号俸を適用するものであります。また、別表第1の改正と合わせ、3ページ目をご覧ください。別表第2における職種の区分に応じて適用する号俸の範囲についても、同様に、6、観光施設等の次に、7、町立診療所事務員の職種を設け、その号俸の適用範囲を2級13号俸から19号俸として定めるものです。

次に、看護師及び薬剤師についてでございますが、2ページ目、下段から3ページ目の上段にかけてになります。調理人の次に町立診療所看護師及町立診療所薬剤師の職種を新たに設け、その給料の月額を39万5,900円以下及び41万7,900円以下と定めるものです。

なお、町立診療所看護師及び薬剤師の職については、蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第29条の規定による、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与として、別に定めるものです。

なお、附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第6号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

竹内税務課長。

○税務課長（竹内恒雄） ただいま上程されました、議案第6号、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、本町の国保制度の維持と国保財政の安定を図るため、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等の限度額の引き上げを行いたく、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料⑥新旧対照表により、御説明申し上げます。

変更箇所は、アンダーラインを引いてございます。

第2条は、課税額についての規定でございまして、第2項中、基礎課税額の限度額を59万円から1万円を引き上げ、60万円とするものでございます。

また、第3項中、後期高齢者支援金等課税額の限度額を15万円から1万円引き上げ、16万円に改め、全体では2万円の引き上げを行うものでございます。次に、2ページをご覧ください。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございまして、第1項中、59万円を60万円に、15万円を16万円に改めるものでございます。

この改正による影響ですが、介護納付金が必要ない40歳未満65歳以上の世帯は、現行の74万円から76万円となり、22世帯が該当となる見込みでございます。また、介護納付金が必要となる40歳以上65歳未満の世帯は、現行の88万円から90万円となり、20世帯が該当となる見込みでございます。なお、税率は変えておりませんので、限度額に達していない、被保険者につきましては、影響額はありません。

附則といたしまして、この条例は令和３年４月１日から施行するもので、第２項では、国民健康保険税の課税に係る適用年度を定めてございます。
以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第６号国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第７、議案第７号、蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第７号、蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、公営住宅法施行令第２条及び第３条並びに蘭越町営住宅管理条例第１４条に基づき、公営住宅の家賃を改定するものです。

参考資料⑦をご覧ください。

新旧対照表で、変更箇所はアンダーラインを引いております。

家賃の算定ですが、公営住宅法施行令第２条による家賃算定基礎額に市町村立地係数、規模係数、利便係数、経過年数係数を乗じて算定した額及び公営住宅法施行令第３条による、近傍同種の住宅の規制価格、修繕料、管理事務費等を勘案し

算定した額により、各団地の第1階層から第8階層までの家賃を、別表のとおり改めるものです。

なお、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） 今、家賃の算定のほうのいろいろ係数聞かせていただいたんですけど、古い住宅が上限価格が上がっててということは、その修理の部分とかが関わってくるのでしょうか。全体に見ると、年数が古いほうが上限価格のところアップして、後半になればなるほど下がっているというふうなことになりますよね。たまに金額上がっているというのもあるんですけど、そのこのところの理解がまだできないもので、その説明をいただけますか。年数が経っているところが軒並みアップになっているというのと、後半の新しくなればなるほど下がっているというところの理由ですね。その係数で変わってくるんだと思うんですけども、古い部分で上がるという部分の理由というか、教えてください。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 田村議員のご質問にお答えいたします。

この家賃なんですが、この1階層から8階層、8段階あるんですけど、まずですね、1階層から4階層まで、家賃算定額、基礎額というのは施行令で定められている額に、規模係数、利便係数、経過年数も、古くなれば、一年ずつ古くなるので、その係数を乗じた額ということで算出をしております。5階層から8階層の算出の額ですが、施行令第3条で近傍同種の住宅より価格を下げるというふうにして制度で定められておりますので、別にですね、第3条の条例で同種住宅の複製価格、これにですね、修繕料というのを、複製価格に定められた0.12とかという率が定められておりますので、その定められた率を乗じた額で算出した額となっておりますので、この8階層の方が金額が変わっているというのはですね、この算定方法の中に毎年ですね、国交省から通知される係数というのがありますので、それを毎年この係数が変動するものですから、これを係数かけたらこのような計算になりますので、御理解申し上げます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第8号蘭越町生ごみ等堆肥化处理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） ただいま上程されました議案第8号、蘭越町生ごみ等堆肥化处理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、御説明いたします。

表紙をめくって、提案理由の箇所をご覧ください。

当該施設は、建築後18年を経過し、経年劣化による損傷が著しいことなどから、本年度から近傍の処理施設への委託処理に転換したことに伴い、堆肥化处理施設としての用途を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

なお、条例廃止の施行は、附則により、公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9 番 柳谷議員。

○9 番（柳谷要） 人里離れた処理場でございます。廃墟となって長年朽ち果てるまで待つってということのないようにあればいいなと危惧しておりました。処理場の解体計画とか管理棟と生ごみの処理棟が2つあるわけでございますが、今後の利用の方法があれば別ですけども、早期に豪雪地帯の解体というのは進めてほしいなというふうに思うんですけど、その辺の考えが今、何というか腹案があるかどうかですね。それをちょっとお願いします。

○議長（富樫順悦） 北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） お答えいたします。

この施設につきましては、先ほど申し上げたとおり、劣化による堆肥化処理施設としての使用に耐えられなくなったということで、施設の用途廃止をするものでございます。したがって、当面、この施設の利用につきましては、現時点では特定の目的に基づいて使用するということは考えておりませんけれども、ただいま、議員おっしゃいましたように、そうしたことにも配慮しながら対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9 番（柳谷要） ビニールハウスの倒壊、よく新聞報道で、皆さんお聞きになると思うんですが、生ごみを建物の中に入れとくと、発酵熱が生じるわけですね。それで、屋根の雪が自然におちるということでございます。ビニールハウスも戸口を閉めて、中で暖房をつけると自然に雪が落ちるということになるんですが、発酵物が無い場合どうなのかというと、雪は積もるに任せるということになるんですね。傷みが早いということも、雪の害も当然起きてくるということです。発酵物の処理までとはいかないかもしれませんが、建物そのものは早期に解体すべきだと思いますが、改めてお伺いします。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） この建物の管理についてのご質問にお答えいたします。実はですね、建物なんですけど、農業集落排水事業という事業でですね、補助金をいただいて建てている建物でして、実はその建物を用途廃止にした時にですね、

いろいろ道のほうと協議した結果ですね、あの建物を道のほうで30年耐用年数ということで、台帳のほうに記載してございまして、あと13年ほどその建物を残さないとならないということになりましたので、その間ですね、建設課のほうですね、用途として、重機車庫だとか、そういった重機の関係の、冬期間動かさないものだとか、そういうような保管場所としてですね、今後使用したいなと思ひまして、今、柳谷議員おっしゃったように、堆肥化处理するに当たってはですね、やっぱり劣化が進行すると思うんですけど、堆肥を出した後は、ある程度の劣化を抑えられるのかなというふうに考えてございまして、その間ですね、そういうような用途で使用させていただきたいと考えてございますので、その間の冬の除雪の関係もですね、除雪だとか予算をいただきまして、そっちのほうで管理していきたいなと考えてございますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号蘭越町生ごみ等堆肥化处理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第9号蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第9号、蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本件につきましては、公の32施設に係る指定管理者の指定期間が本年3月3

1日で満了するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。1ページ目をご覧ください。

公の施設に係る指定管理者の指定については、1ページ目の1番、施設の名称は旧蘭越地区研修センター、指定管理者となる団体の名称は、旧蘭越地区研修センター運営委員会から、2ページの32番、蘭越町ふれあいの郷とみおか・ひので、指定管理者は、一般社団法人蘭越町観光物産協会までの32施設でございます。

なお、32番のふれあいの郷とみおかと、ひのででございますが、これまでは、とみおかは富岡みのり会で、また、ひのでは日出農事組合しらかば会が、それぞれ指定管理者として管理業務を行っていましたが、今年4月からは、一括して一般社団法人蘭越町観光物産協会が同施設の管理業務を行うものです。

2の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としております。

3の管理業務の範囲ですが、各施設の設置及び管理に関する条例で定める業務としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） 3点お伺いいたします。

まず、指定管理者となる、指定管理施設というふうに32、挙げられておりますが、いろいろ調べましたら、指定管理者となるには施設として条例化されていないということだと思っております。調べましたら、23の集会所やコミュニティセンターなどは条例化されて、管理は指定管理としてされている条例は見つからなかったんですね。そのところのご確認をします。

2つ目は、32番のふれあいの郷とみおか、ひので、ここはその指定管理者を代わるということなんですけども、蘭越町の公の施設に係る指定管理者指定手続き等に関する条例を見ますと、指定管理施設の指定を指名する時には、選考委員会などで公募要項を決定したり、十分な周知期間を設けてホームページなどで公募すべきではないでしょうか。そのところの御説明をお願いします。

そして、3つ目は、公募がなくて、公募なしで観光協会さんのほうに名前が挙がってきた、公募がなかったと思います。そして、それがここに観光協会さんの名前が、今、挙がってきた経緯を教えてください。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） まず、1点目の公の施設の指定管理の条例でございます。まず、これについては、指定手続き等に関する条例というのが、平成18年10月2日、条例第30条で改正されておりますけども、これに係る指定管理者の指定の手続きに関しての事項として、募集の事項、申請事項それぞれ載っております。これまでは指定管理者としている指定管理者は、継続して行う管理でございますので、それぞれ申請手続きを申請していただいて、その収支決算等の中で継続して指定管理者として指定するものです。また、それに伴って、例えば、管理運営に関する条例だとかというのは、例えば、ウニの共同施設の設置に関する条例だとか、別に定めるものは、ふれあいの郷の設置の管理条例だとか、それから地区の研修センターの設置条例、これらというのは別に定めてありますので、この管理運用規定により、運営されるというふうになりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ふれあいの郷とみおか、ひのでの件につきまして、お答えいたします。

同施設につきましては、委員ご承知のとおり、古くから地区の団体に管理運営をお願いいたしまして、平成18年からは同制度に基づきまして、指定管理により運営をしてきましたけれども、30年という時間が過ぎまして、施設が大幅に老朽化をしております。今後、多額の経費を投じまして、施設の改修を行うということは財政面を考慮しますと、町としても困難な状況が想定されましたので、内部では同施設を廃止に向けて準備を進めて、検討を進めておりました。そういった中で、観光物産協会のほうから宿泊施設の運営も行いたいという趣旨の申し出がございまして、協会ではそれらを生かして、旅行商品の造成ですとか、観光振興に資したいという申し出がありましたので、同施設の今後の改修については、町では行わないという、特段の事情も受けまして、協会のほうと協議を進めてきておりました。こういった条件をもとに観光協会のほうで提案いただきまして、内部で審査をいたしまして、今回、こういう条例の提案となったところでございます。議員ご指摘のとおり、本来であれば、公募してですね、広く募ってということも、本来すべきという側面もあったと思うんですけども、町としては、本来であれば、廃止ということも想定していた中での協議で、観光協会が特段に、そういった特別な条件の中でもいいということで、お話をいただいておりますので、

で、観光協会を支援する意味でも、今回、こういった手続きで進めさせていただきましましたので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 最初の指定管理者の施設に対して、条例化されていない集会所とかですね、指定管理施設として地場産業のコミュニティ、なかよしこども館、克雪センター、港の高齢者センター、昆布温泉公園、街の茶屋、ウニ共同作業所、玄バラ施設、そしてふれあいの郷とみおか、ひので、ここは条例として指定管理が条例としてありましたが、これ指定管理としてするなら、こういう集会所とかもひとつずつの条例というのが、設置条例というのがなければおかしいのではないかなというふうに思ったことが一つ。

そして、2つ目の、今、梅本課長がおっしゃられた、本来公募すべきものだというお考えがあったなら、やっぱりここは廃止にするかもしれないということでの公募、お知らせ、そういうこともやるべきだったのではないかなと思っております。観光協会は民間、法人として、まだサポートしているとはいえ、法人化してきている中で、一民間のところだけとお話を進めたということに関しては、とても町民全般としたら、ちょっと不信感というかね、おかしいのではないかという声があります。

ここのところの2点、もう一度、それぞれお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 集会所についてでございますけども、集会所については、施設等については設置条例等必ず有するものではないということの御理解をお願いします。その上で、この指定管理の手続きという中で、このそれぞれの申請手続きの中で、管理をする部分の中で、指定管理として指定するものということで選定するという認識で考えておりますのでお願いします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ふれあいの郷ひので、とみおかの件でございます。

議員おっしゃっていることもあろうかと思っておりますけども、具体的に計算はしていませんが、この施設、おそらく3年間の間に100万単位での修繕料がかかるというふうに、私たち担当としては考えておりまして、それを支出しない上で、そ

ういった条件の中で、今回、観光協会のほうに引き受けてもらうという、特段の事情がありましたのでこういう手続きで進めさせていただきましたけども、誤解がないように進めるべきだったという話は、意見として謙虚に受け止めたいというふうに思いますけれども、観光協会を支援するという側面もありながら、財政面のことも考慮してでの今回の判断だったということを御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 指定管理設置条例というか、その条例によると、指定管理として定めることに関しては、集会所とかもやはりそれは必要なのではないかなと、管理委託ということでの扱いなのか、指定管理者としての扱いなのか、そのこのところのあれがちゃんとできてないのではないかなという指摘です。それと、二つ目の観光協会さんのほうですけども、廃止を考えたという観光課の中で、町の中で、例えば、違う使い方ができる、町で、それこそ先ほどの移住定住のほうで、そういう家が、家として、町の施設を移住の人に購入してもらうとか、そういうかたちももちろんとれたのではないかなという意味も含めまして、そういう案もあったのではないかとということを、公募をしなかった、中だけでいろいろ進めた、いろんな経費がかかることも含めて、観光協会さんからの提案にすぐに乗った、そこに関して、一度やはり公募というかたちをとって、その中で観光協会さんが出す、誰かが出す、ほかの複数の人も出す、その中で決めるという、本来の指定管理者制度の良い部分を使っていたいただきたいなと思います。そして今後、指定管理者制度の運用マニュアルとかね、そういうものを探したんですけど、なかったもので、そういうものがないということも分かりづらいんじゃないかなと思っております。最後、そこだけ渡辺課長、お願いします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の第5条第1項の規定に基づいてですね、指定管理者として、候補者として選定されたという、こういう団体になっているんですけども、先ほど言われましたけど、管理運営の要件としては、蘭越町地区の集会所の設置、これらの業務ですね、集会所の施設、設備の維持に関する業務、それから利用の許可に関する業務、その他付随する業務、各集会所等々もありますけども、その集会所に関して設置する、部分に関しての運用については、この条例の中で指定する、これはあくまでも、管理を指定する条例になりますので、この指定の中で、各集会所を指定させてい

ただき、継続してこちらから運営管理業務を指定するといったような自治法で認められた指定になりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） すいません。運用マニュアルにつきましては、ご指摘の事項も、当然あろうかと思imasuので、内部でしっかりそのへん十分検討させてください。その上で、作成する、しないするというのも含めて取り進めてまいりたいと思imasuので、よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

田村議員。

○3番（田村陽子） 今回のこれに関して、公募が行われなかったという意味で、条例に則っていないということで、私は、今回はこれは賛成できかねます。反対いたします。

○議長（富樫順悦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定についてを起立により、採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩をいたします。

再開は、13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第１０、議案第１０号町道の路線区域変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第１０号、町道の路線区域変更について、御説明申し上げます。参考資料⑧をご覧ください。

参考資料左側の拡大図の上段になります。

青い点線が既存の町道で、赤の線が変更後でございます。

路線番号１３０、路線名は相生１号線でございます。起点、字相生２２１地先から、終点、字相生４２１地先までの総延長１，２２８．７８ｍ、実延長１，２１８．２８ｍを、起点、字相生１０２６地先から、終点、字相生１０８０地先までの総延長８９９．４５ｍ、実延長８８８．９５ｍに変更することにより、それぞれの延長が３２９．３３ｍ減少するもので、幅員の変更はございません。変更理由については、町道の終点側の一部が、令和３年度に実施予定の目名地区道営農地整備事業用地内にあり、当該事業を執行する上で支障をきたすことから、終点を変更するものです。

なお、起点の地番が異なっておりますのは、町道認定後に土地改良法に基づく換地処分により地番変更となったため、現在の地番で示させていただくものです。次に、参考資料の拡大図の下段の図になります。

路線番号３８６、路線名が近藤大平農場線でございます。起点、字讃岐４２地先から、終点、字讃岐６５地先までの総延長１，００９．１ｍ、実延長９９５．６０ｍを、起点、字讃岐５７地先から、終点、字讃岐６２－１地先までの総延長４３２．４５ｍ、実延長４２８．７ｍに変更することにより、総延長が５７６．６５ｍ、実延長が５６６．９ｍそれぞれ減少するもので、幅員の変更はございません。

近藤大平農場線につきましては、国道５号線の交差点を起点としておりますが、起点側及び終点の一部が目名地区道営農地整備事業用地内となり、当該事業に支障をきたすことから、起点及び終点の変更をいたしたく、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

７番難波議員。

○7番（難波修二）　ちょっと確認をしたいんですけども、提案理由で、いわゆる道営の農地整備事業に伴って、道路ではまずいということで、そこを道路でなくするという、こういうことだと思うんですよね。ほかにもきっとそういうことはあるんだろうと思うんですけども、今まで道路としてあった町有地、それを含んで農地整備事業をやると、そうすると、土地の所有者は町であるというのは変わりないですよね。道路でなくなっても、旧道路用地ということですね、それが農地整備事業の中に入って農地整備事業をやられるということになると思うんですけども、この取り扱いはどういうふうになるのかなと、要するに、町有地として町も農地整備事業に加わっていくというような、そういうかたちになるのかどうかというのが気になるんですよね。それが道路用地、旧道路用地であったところが圃場になると、あるいはそれが道路になるかも分からないですけども、そのことによる圃場整備事業前と後での、町としての改良後の、それがまた同じように町としても作業道とかということで、そういうことになるのか、そのへんの取り扱いがどうなるのかということが気になるんですけども、もし、今、お答えできるようでしたら、お聞きしたいと思いますし、これは予算にも関わってくるのだと思うので、その中でもけっこうなんですけれども、ちょっとそのことについて、お聞きしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（富樫順悦）　北山建設課長。

○建設課長（北山誠一）　難波議員のご質問にお答えします。

実はですね、この町道としての管理の指定ございますが、床地ですね、民地でございます、町有地でないということで、その民地の所有者が今回、整備事業に当たってですね、その道路があっては改良ができないということになりまして、そのこの部分の道路から外すということになってますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１０号町道の路線区域変更についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１１、議案第１１号町道の路線廃止についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第１１号、町道の路線廃止について、御説明申し上げます。

参考資料㊟をご覧ください。

廃止する路線を赤色で表示しております。

はじめに路線番号９９、路線名は、三之助第１川沿線でございます。起点、字三笠６９－１０地先から、終点、字三笠２１４－２地先まで、総延長２，０６０．５２ｍ、実延長２，０４３．７７ｍ、幅員２．５ｍから５．５０ｍです。

次に、路線番号１２７、路線名は上賀老川右岸線でございます。起点 字讃岐７０地先から、終点、字讃岐２０９地先までの総延長８９７．３０ｍ、実延長８１１．６１ｍ、幅員４．５０ｍです。

次に、路線番号３９１、路線名は、目久田農場線でございます。起点 字讃岐３０３地先から、終点字讃岐３１１地先までの総延長４７５．５０ｍ、実延長３４７．４３ｍ、幅員３．００ｍから４．００ｍです。

この廃止路線においても、町道の一部が令和３年度に実施予定の目名地区道営農地整備事業用地内となり、当該事業を執行するうえで支障をきたすことから、路線の廃止をいたしたく、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

なお、廃止路線のうち、上賀老川右岸線については、基盤整備により、路線の大半が農地に取り込まれることになるため、今後、不特定多数が往来する公衆用道路として要件を満たさないことから、すべて廃止することとしております。また、三之助第１川沿線及び目久田農場線については、道路の一部が耕作地となり、町道が分断されてしまうことから、一度、この路線を廃止し、残った町道部分につきましては、議案第１２号により、新たに町道認定をいたしたく、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１１号町道の路線廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１２、議案第１２号町道の路線認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第１２号、町道の路線認定について、御説明申し上げます。

先ほど議案第１１号で説明させていただきました、三之助第１川沿線及び目久田農場線が目名地区道営農地整備事業により既存の町道の一部が分断されることから、一度廃止し、残った町道部分について、新たに認定をお願いするものです。参考資料⑩をご覧ください。

認定する路線を赤色で表示しております。

拡大図の上段をご覧ください。

はじめに、路線番号は９９となります。認定路線名は、三之助第１川沿１号線、起点、字三笠６９－５３地先から、終点、字三笠６８－７地先までの総延長４３２．１８ｍ、実延長４２９．４３ｍ、幅員５．５ｍです。

次に、路線番号４７４になります。認定路線名は三之助第１川沿２号線、起点、字三笠２１４－２地先から、終点、字三笠６８－３地先までの総延長１，４２９．

0.2m、実延長1,415.02m、幅員2.5から4.5mです。

次に、拡大図の下段をご覧ください。

路線番号は391となります。認定路線名は、目久田農場1号線、起点 字讃岐138-3地先から、終点、字讃岐303地先までの総延長197.4m、実延長193.4m、幅員3mから4mです。

次に、路線番号、475になります。認定路線名は目久田農場2号線、起点、字讃岐311-3地先から、終点、字讃岐309-1地先までの総延長158.26m、実延長154.03m、幅員3mから4mです。

以上、4路線を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により、町道の路線認定について議会の議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号町道の路線認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第13、議案第13号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第13号、令和2年度蘭越町一般会計補正予算第12号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算総額は、73億2,116万6,000円で、歳入歳出それぞれ3億4,033万6,000円を追加し、76億6,150万2,000円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、継続費の補正ですが、変更で、第2表継続費補正によるものです。後ほど、御説明いたします。

次の繰越明許費の補正ですが、追加及び変更で、第3表繰越明許費補正によるものです。後ほど御説明いたします。

また、地方債の補正ですが、追加及び変更で、第4表地方債補正によるものです。こちら、後ほど御説明いたします。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。19ページをご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額708万8,000円の減。特定財源のその他95万9,000円の減は、社会保険料、いきいきふるさと推進事業助成金です。1報酬352万4,000円の減。情報公開審査会等委員報酬8万4,000円の追加は、審査会の開催回数の増加によるものです。次の、会計年度任用職員報酬360万8,000円の減は、会計年度職員の育児休業等によるものです。3職員手当等14万6,000円の減。会計年度任用職員に係る期末手当の減です。4共済費188万円の減。北海道市町村総合事務組合負担金94万8,000円の減は、執行残によるものです。次の、社会保険料93万2,000円の減は、会計年度任用職員の育児休業等によるものです。8旅費2万2,000円の減。費用弁償で、委員費用弁償7,000円の追加は、情報公開審査会の開催回数の増加によるものです。次の、2万9,000円の減は、会計年度任用職員の費用弁償です。12委託料51万6,000円の減。職員健康診断委託料で執行残です。18負担金補助及び交付金100万円の減。20ページになります。蘭越高等学校国際交流事業補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止となったものです。

5目企画費、補正額169万円の減。特定財源の地方債280万円の減は、らんらん号ワゴン車購入事業債、バス運行生活路線維持事業債です。18負担金補助及び交付金169万円の減。バス運行生活路線維持事業補助金で、雷電線の沿線自治体で赤字補填分を全額負担する予定でしたが、事業者のニセコバス株式会社が一部負担することになったため、減額するものです。

14目防災対策費、補正額224万4,000円の減。特定財源の国道支出金9百万円は、社会資本整備総合交付金です。地方債1,430万円の減は、仮称港地区津波避難タワー建設事業債、公衆無線LAN環境整備事業債です。11役務費11万6,000円の減。行政通信システム設定手数料で、職員によりシステ

ムの設定が可能となり、費用が発生しないことによるものです。12委託料17万円の減。仮称港地区津波避難タワー建設実施設計委託料で執行残です。14工事請負費195万8,000円の減。公衆無線LAN環境整備工事23万1,000円の減。仮称港地区津波避難タワー建設工事172万7,000円の減で、執行残です。

15目財政調整基金費補正額2億5,000万円。24積立金2億5,000万円。財政調整基金に2億円、公共施設整備基金に5,000万円、それぞれ積み立てさせていただくものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費については、参考資料⑪で御説明いたしますので、ご覧願います。今回の補正額は、1億2,603万6,000円です。歳入になりますが、特定財源の国道支出金1億2,603万6,000円の内訳でございますが、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,450万2,000円。同じく、感染症緊急包括支援交付金78万2,000円。子ども・子育て支援交付金12万7,000円。学校保健特別対策事業費補助金120万円の、合わせて1億2,661万1,000円を追加し、道支出金として、子ども・子育て支援交付金12万7,000円、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金70万2,000円減の、合わせて、57万5,000円を減額するものです。

それでは、歳出になりますけども、1点目は、臨時休校期間の学童保育所開設事業で、財源は国及び道から子ども・子育て支援交付金として、それぞれ12万7,000円が交付されます。事業内容は、昨年4月から5月の臨時休校期間に、学童保育所を開所した時の会計年度任用職員の報酬で、事業費は38万4,000円です。

2点目は、建設業等経済対策事業で、総事業費は2,941万円で、必要性の高い修繕事業・製作事業を早期に実施することで、町内業者の雇用の維持等を図るものです。事業内容は、資料の2枚目になりますけども、修繕料として、大谷団地集会所修繕事業220万円から、野球場バックスクリーン階段修理34万4,000円までの8事業と、備品購入費として、ごみ保管箱製作事業143万円、蘭越中学校陸上決勝審判台製作事業98万7,000円の2事業となります。全額繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用するものです。

3点目は、マイクロバス購入事業で、事業内容は、コミュニティバスらんらん号の利用客の密を避けるため、マイクロバス1台を購入するものです。事業費は備品購入費934万5,000円で、全額繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用するものです。

4点目は、中小企業融資緊急支援事業で、事業内容は、経済情勢の影響を大きく受けている中小企業・個人事業主に対し、利子補給の助成支援を行うものです。

事業費は、補助金232万8,000円で、全額繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用するものです。

5点目は、ふるさとの丘オートキャンプ場整備事業で、総事業費は、3,570万円です。事業内容は、感染の終息を見据え、地域の資源を活用し、新しい生活スタイルを取り入れることのできる観光に対応するため、既存のパークゴルフ場を再整備するものです。事業費は、修繕料として、森と木の里センター水道配管修理152万5,000円、工事請負費オートキャンプ場造成工事2,997万5,000円、公有財産購入費オートキャンプ場炊事場購入費420万円で、全額繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用するものです。

6点目は、公営観光施設維持支援事業で、次のページに移りますが、事業内容は、交流促進センター幽泉閣の宿泊・会食・その他利用客の大幅な減少により、収入に大きな影響が出ていることから、今後の経営維持を図るため、温泉旅館幽泉閣特別会計繰出金として、5,000万円を支援するものです。

7点目は、公共施設サーマルカメラ設置等感染予防対策事業で、事業内容は、多くの人が出入りする役場庁舎、保健福祉センター、社会教育施設等に、熱探知用サーマルカメラを設置し、利用者の体調管理を行うことで、安心して利用できるよう整備するものです。事業費は、備品購入費92万4,000円です。

8点目は、児童福祉施設感染症対策事業で、財源内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金78万2,000円、また、一部、地方創生臨時交付金で充当していたものを、緊急包括支援交付金へ振替を行ったことから、地方創生臨時交付金12万9,000円の減となっております。事業内容は、蘭越・昆布保育所及び学童保育所での、感染拡大防止等環境整備を行い、継続的な事業実施を図るものです。事業費は、消毒液購入等の消耗品費15万8,000円、空気清浄機7台外の備品購入費49万5,000円です。

9点目は、小中学校感染症対策事業で、財源内訳でございますが、地方創生臨時交付金120万円、学校保健特別対策事業費補助120万円で、総事業費は240万円です。事業内容は、各小中学校の感染症対策の徹底と、児童・生徒の学習保障等を支援するもので、事業費は、消毒液購入等の消耗品費43万2,000円、郵便料2万5,000円、加湿器6台外の備品購入費194万3,000円です。全額繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用するものです。

10点目は、本目でこれまでコロナ感染対策に係る各種事業を執行してまいりましたが、事業完了分の執行残を減額するものです。減額する事業内容でございますが、電源確保及び感染予防啓発用公用車2台、31万4,000円から、最後のページになります、休業等協力金20万円までの9事業、合計510万8,000円を減額するものです。財源内訳として、地方創生臨時交付金440万6,000円、道のプレミアム付商品券発行支援事業費補助金70万2,000円を、

それぞれ減額するものです。

1 1 点目は、消費喚起対策事業で、事業内容は、新型コロナウイルス感染拡大により、年末の開催を延期したらぶちゃんカード会抽選会の実施に当たり、年度末の消費喚起のために、カード会にポイント付与分として助成を行うものです。また、長引く感染拡大により疲弊している商工業者が、販売促進のためのチラシの印刷・配布事業に対して、事業費の3分の2を助成するものです。なお、事業費は、補助金240万円で、既に実施済みの、消費喚起対策事業の執行残で対応させていただき、全額繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用するものです。

1 2 点目は、抗原検査キット購入事業で、事業内容は、幼児や高齢者に接する機会の多い、保育所や高齢者生活福祉センターなどに勤務する約120名の職員を対象に、定期的に感染症の抗原検査を行うことで、行政事務等の安心・安全を確保するものです。事業費は、検査キット600回分の消耗品費198万円で、早期の対応が必要なことから、建設業等経済対策事業の執行残で実施させていただくものです。

なお、地方創生臨時交付金の総額についてですが、第1次から第3次までの交付限度額3億6,403万6,000円に、国庫補助事業地方負担算定分432万8,000円を加えた総額は、3億6,836万4,000円でございます。今回の補正分を含め、令和2年度補正予算に計上分の、3億5,188万1,000円を除く、1,648万3,000円につきましては、令和3年度予算において、事業を精査し、補正予算で対応させていただく予定でございます。

申し訳ございませんが、補正予算書の22ページにお戻りください。

2 款総務費 2 項徴税费 2 目賦課徴収費、補正額72万円。18負担金補助及び交付金72万円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、固定資産税に係る地方税法の改正等に伴い、システム改修が必要なことから追加するものです。

2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費、補正額46万2,000円の減。1報酬21万9,000円の減。会計年度任用職員報酬で、執行残です。17備品購入費24万3,000円の減。レジスター購入に伴う、執行残です。

2 款総務費 4 項選挙費 2 目蘭越町長選挙及び町議会議員補欠選挙費、補正額82万6,000円の減。昨年10月に執行されました、蘭越町長選挙及び町議会議員補欠選挙において、町長選挙が無投票となったことから、その不用額を減額するものです。1報酬9万8,000円の減。報酬として、次のページになります。選挙管理委員会委員報酬3万7,000円、会計年度任用職員報酬6万1,000円をそれぞれ減額するものです。3職員手当等12万9,000円の減。時間外勤務手当9万3,000円、管理職員特別勤務手当3万6,000円を、それぞれ減額するものです。18負担金補助及び交付金59万9,000円の減。

負担金で、不在者投票による特別負担金4万7,000円、選挙運動用通常葉書負担金55万2,000円を、それぞれ減額するものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額1,416万3,000円の減。特定財源の国道支出金47万1,000円の減は、国民健康保険基盤安定負担金です。その他10万円は、地域福祉基金指定寄附金です。18負担金補助及び交付金283万8,000円の減。蘭越町社会福祉協議会補助金で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による行事等の中止により減額するものです。19扶助費32万円の減。障害者町営温泉等無料入浴券給付扶助で、執行残です。24ページになります。24積立金10万円。地域福祉基金積立金で、1件の寄附がありましたので、積み立てさせていただくものです。27繰出金1,110万5,000円の減。国民健康保険特別会計繰出金です。

3目老人福祉費、補正額140万5,000円の減。特定財源のその他4万3,000円は、介護給付費公費扶助返還金です。10需用費37万7,000円の減。燃料費で、軽油の執行残です。12委託料80万円の減。臨時運転業務委託料で、執行残です。18負担金補助及び交付金25万円の減。老人クラブ連合会補助金で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による事業規模縮小によるものです。22償還金利子及び割引料2万2,000円。介護サービス利用者負担軽減事業補助金返還金で、平成27年度分の黒松内つくし園の介護給付費公費扶助返還に伴うものです。

9目後期高齢者医療費、補正額1,224万5,000円の減。特定財源の国道支出金32万1,000円の減は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金です。18負担金補助及び交付金1,328万8,000円の減。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、令和元年度市町村療養給付費負担金の確定及び清算に伴うものです。19扶助費190万2,000円。後期高齢者医療保険料扶助費で、年間保険料及び軽減措置の見直しにより、納付保険料の負担が増えたことにより、追加するものです。次のページになります。27繰出金85万9,000円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金です。

10目介護保険事業費、補正額531万1,000円の減。18負担金補助及び交付金531万1,000円の減。後志広域連合負担金の減です。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額1,408万2,000円の減。特定財源の国道支出金1,011万6,000円の減は、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、地域子ども・子育て支援事業補助金、子ども・子育て支援事業補助金です。地方債130万円の減は、学校給食費助成事業債、過疎債ソフト分です。その他61万3,000円は、子どものための教育・保育給付費負担金精算金です。7報償費24万円。誕生祝い金の追加で、当初の見込みより出生が増加したものです。

10 需用費 10 万円の減。消耗品費で、保育料無償化に伴う定額補助を見込んでおりましたが、事務費に係る補助が廃止されたため減額するものです。18 負担金補助及び交付金 1,025 万 7,000 円の減。負担金として、羊蹄山ろく発達支援センター 10 万 1,000 千円の減は、負担金の確定によるものです。子ども・子育て支援システム改修 250 万円の減は、保育料無償化に係るシステム改修の減です。次の、施設型教育・保育給付費 629 万 1,000 円の減は、蘭越ひばり幼稚園に対する負担金の確定によるものです。次に、補助金として、26 ページになります。学校給食費助成事業補助金 136 万 5,000 円の減は、執行残です。19 扶助費 519 万 2,000 円の減。児童手当 404 万円、子育て支援短期利用及び短時間利用事業扶助 115 万 2,000 円の減は、いずれも執行残です。22 償還金利子及び割引料 122 万 7,000 円。子どものための教育・保育給付費負担金返還金 122 万 7,000 円を追加するものです。

3 目蘭越保育所費、補正額 366 万 2,000 円の減。特定財源の国道支出金 142 万 6,000 円は、保育対策総合支援事業費補助金で、その他 209 万 9,000 円の減は、蘭越保育所給食費負担金、広域保育所町村負担金です。1 報酬 380 万円の減。会計年度任用職員報酬です。3 職員手当等 19 万円の減。会計年度任用職員期末手当です。4 共済費 33 万 1,000 円。会計年度任用職員の社会保険料を追加するものです。8 旅費 140 万 3,000 円の減。職員等旅費で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による会議等中止によるものです。10 需要費 14 万円。食糧費で、学校給食の延長に伴い食糧費を追加するものです。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 目医療給付費、補正額 306 万 8,000 円の減。特定財源の国道支出金 54 万 7,000 円の減は、重度心身障害者医療費補助金、乳幼児医療費補助金です。19 扶助費 321 万 2,000 円。重度心身障害者医療費扶助 118 万 8,000 円の減。次のページになります。子ども医療費扶助 202 万 4,000 円の減。執行残です。22 償還金利子及び割引料 14 万 4,000 円。養育医療国庫負担金返還金で、令和元年度精算分です。

5 目診療所費、財源内訳の変更で、特定財源の地方債 2,550 万円の減は、嘱託医師確保対策事業債で、過疎ソフト分の配分調整によるものです。

6 目統合診療所費、財源内訳の変更で、特定財源の地方債 70 万円は、医療機械器具整備事業債で、対象事業費の増額によるものです。

7 目統合診療所建設費、補正額 112 万円の減。特定財源の国道支出金 102 万 3,000 円の減は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金です。14 工事請負費 112 万円の減。統合診療所建設工事で、執行残です。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん芥処理費、補正額473万9,000円の減。
12委託料473万9,000円の減。水質検査業務委託料29万5,000円の減から、発泡スチロール・食品トレイ減容リサイクル処理業務委託料44万4,000円の減まで、執行残です。

3目浄化槽整備費、補正額90万円の減。18負担金補助及び交付金 90万円の減。補助金で、浄化槽設置整備事業補助金35万4,000円の減から、28ページになります。浄化槽排水設備改造資金補助金54万6,000円の減は、執行残です。

4款衛生費 3項上水道費 1目飲用水施設整備費、補正額460万6,000円の減。27繰出金460万6,000円の減。簡易水道事業特別会計繰出金です。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費、補正額338万1,000円の減。特定財源の国道支出金312万3,000円の減は、農業次世代人材投資事業補助金、担い手への農地集積推進事業補助金、環境保全型農業直接支払交付金です。地方債200万円の減は、堆肥投入振興事業債で、その他260万円は、地域産業振興事業指定寄附金、農地集積協力金返還金です。11役務費6万6,000円の減。広告料で、執行残です。18負担金補助及び交付金541万5,000円の減。補助金として、振興作物奨励事業74万7,000円の減から、加工農産物生産支援事業20万4,000円の減までは執行残です。次の、農地集積協力金補助金100万円の追加は、交付対象者の増加によるものです。次のページになります。農業次世代人材投資事業293万2,000円の減は、執行残です。また、交付金として、環境保全型農業直接支払158万8,000円の減は、執行残です。22償還金利子及び割引料210万円。農地集積協力金返還金です。

4目畜産業費、補正額33万3,000円の減。特定財源のその他33万3,000円の減は、牧草補償金の歳出充当を減額するものです。18負担金補助及び交付金33万3,000円の減。放牧料支援事業補助金で、執行残です。

5目農地費、補正額1,116万円の減。27繰出金1,116万円の減。農業集落排水事業特別会計繰出金です。

7目ほ場整備事業費、補正額8,980万2,000千円。特定財源の国道支出金1,752万3,000円は、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金、中心経営体農地集積促進事業補助金、換地計画業務委託金です。また、地方債1,190万円につきましては、大谷地区ほか6地区の道営農地整備事業債です。また、その他5,119万2,000円につきましては、大谷地区ほか7地区の道営農地整備事業分担金と、大谷地区ほか6地区の中心経営体農地集積促進事業分担金です。18負担金補助及び交付金8,980万2,000円。負担金として、大

谷地区道営農地整備事業１，９６２万４，０００円の追加から、３０ページになります。名駒地区道営農地整備事業９６１万１，０００円の追加まで、事業費変更に伴うものです。交付金として、大谷地区中心経営体農地集積促進事業６７６万５，０００円の減から、次のページになります。初田地区中心経営体農地集積促進事業６万３，０００円の減まで、事業変更に伴うものです。

８目農業後継者対策費、補正額２０万円の減。１８負担金補助及び交付金２０万円の減。蘭越４Ｈクラブ運営事業補助金で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による事業の減少によるものです。

１３目研修農場費、補正額９２万７，０００円の減。１報酬９２万７，０００円の減。会計年度任用職員報酬で、緊急就労対策事業により、執行したことによる減額です。

６款農林水産業費　２項林業費　２目林業振興費、補正額３７６万３，０００円。特定財源のその他３３５万１，０００円は、森林環境譲与税基金繰入金です。１８負担金補助及び交付金３７６万３，０００円。補助金として、森林保護事業野ネズミ対策４１万１，０００円、私有林等整備事業３３５万２，０００円を、それぞれ追加するものです。

３目町有林整備費、補正額３４３万４，０００円の減。特定財源の国道支出金２３５万２，０００円の減は、造林事業補助金です。１４工事請負費３４３万４，０００円の減。造林地下刈工事で、執行残です。

７款商工費　１項商工費　１目商工総務費、補正額７４万円の減。１８負担金補助及び交付金７４万円の減。負担金で、３２ページになります。ようてい地域消費生活相談窓口運営協議会７４万円の減で、道から補助金が交付されたため、負担金を減額するものです。

４目観光費、補正額２８万８，０００円。特定財源の地方債１００万円の減は、蘭越納涼花火大会開催事業債、過疎債ソフト分です。７報償費３０万円。ふるさと納税寄附者謝礼で、ふるさと納税件数の増加により追加するものです。１１役務費４８万８，０００円。通信運搬費で郵便料１０万円、手数料として、ふるさと納税システム取扱１０万円、いずれも、ふるさと納税件数の増加により追加するものです。次の、寄附金受領証明書発送手数料２８万８，０００円は、寄附金受領証明書発送サービスの導入によるものです。１８負担金補助及び交付金５０万円の減。イベント支援事業補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響により、キララ共和国建国祭が中止になったことにより減額するものです。

５目交流促進センター雪秩父費、補正額７３４万６，０００円の減。特定財源のその他１，４３５万５，０００円の減は、雪秩父利用料、社会保険料、食料、売店収入です。１報酬２９６万８，０００円の減。会計年度任用職員報酬です。３職員手当等２６万８，０００円の減。会計年度任用職員期末手当分です。

次のページになります。4 共済費 97万1,000円の減。会計年度任用職員の社会保険料です。10 需用費 183万9,000円の減。消耗品費 6万5,000円の減から、燃料費、光熱水費、売店用品、食事材料 60万円の減まで、執行残です。26 公課費 130万円の減。入湯税で、執行残です。34 ページになります。

8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費、補正額 1,200万円の減。18 負担金補助及び交付金 1,200万円の減。補助金として、民間賃貸共同住宅建設促進事業で、本年度の申請がないため、減額するものです。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 2 目道路維持費、補正額 183万1,000円。特定財源の地方債 290万円は、街路灯LED化事業債です。11 役務費 10万6,000円。排水管洗浄手数料で、蘭越駅第2踏切通線の横断管を洗浄するものです。12 委託料 172万5,000円。町道草刈委託料 11万円の減。執行残です。次の、道路等維持管理委託料 183万5,000円の追加は、降雪と強風による吹き溜まり等により、排雪回数の増加によるものです。

3 目町道新設改良費、補正額 123万1,000円の減。特定財源の国道支出金 520万9,000円は、社会資本整備総合交付金です。地方債 30万円の減は、目名市街共有地線歩道改良舗装事業債、石淵逆川沿線改良舗装事業債、豊国橋土現通線改良舗装事業債、豊国旭台線排水整備事業債、御成共栄線防雪柵設置事業債です。14 工事請負費 90万1,000円の減。目名市街共有地線歩道改良舗装工事 48万1,000円の減。豊国橋土現通線改良舗装工事 42万円の減で、執行残です。27 操出金 33万円の減。簡易水道事業特別会計操出金です。

5 目橋りょう新設改良費、補正額 359万9,000円の減。特定財源の国道支出金 142万8,000円は、社会資本整備総合交付金、道路局所管補助金です。地方債の 1,840万円の減は、橋りょう長寿命化補修事業債です。12 委託料 122万8,000円の減。道路橋定期点検業務委託料 14万7,000円の減から、次のページになります。小南部橋補修調査設計委託料 108万1,000円の減まで執行残です。14 工事請負費 237万1,000円の減。御成橋橋りょう補修工事 87万1,000円の減から、蘭越第2橋橋りょう架替工事 70万円の減まで、執行残です。

6 目除雪費、補正額 360万円。13 使用料及び賃借料 360万円。除雪作業車借上料で、降雪等による除雪回数の増加に伴う、排雪用ダンプ・ショベルローダー等の車両借上げ分を追加するものです。

8 款土木費 3 項河川費 2 目河川維持費、補正額 111万5,000円の減。特定財源の地方債 120万円の減は、田下沢川護岸事業債、ホロシツナイ川護岸事業債です。12 委託料 27万円の減。田下沢川測量設計委託料で、執行残です。14 工事請負費 84万5,000円の減。田下沢川護岸工事 56万円の減。ホロ

シツナイ川護岸工事28万5,000円の減で、執行残です。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額38万7,000円の減。
特定財源の国道支出金615万円の減は、社会資本整備総合交付金です。12委託料38万7,000円の減。蘭越町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委託料で、執行残です。36ページになります。

3目定住促進住宅建設費、補正額277万5,000円の減。特定財源の地方債870万円の減は、さくら団地建設事業債、緑ヶ丘定住促進住宅購入事業債です。
14工事請負費77万5,000円の減。さくら団地敷地造成工事で、執行残です。
16公有財産購入費200万円の減。緑ヶ丘定住促進住宅購入費で、執行残です。

9款消防費 1項消防費 1目常備消防費、補正額173万1,000円の減。
18負担金補助及び交付金173万1,000円の減。羊蹄山ろく消防組合負担金で、共通経費の減によるものです。

2目非常備消防費、補正額264万1,000円の減。18負担金補助及び交付金264万1,000円の減。羊蹄山ろく消防組合負担金で、共通経費の減によるものです。

3目消防施設費、財源内訳の変更で、特定財源の地方債240万円の減は、小型動力ポンプ付積載車購入事業債で、過疎債の配分調整によるものです。
消防費の詳細につきましては、参考資料⑫に記載しております。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額9万円。8旅費17万1,000円の減。職員等旅費で、各種会議のオンライン化や視察研修の中止によるものです。12委託料11万円の減。学校施設長寿命化計画策定委託料で、執行残です。次のページになります。18負担金補助及び交付金37万1,000円。
補助金で、蘭越町教育研究会事業10万円の減。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小によるものです。次の、蘭越高等学校教育振興対策事業47万1,000円の追加は、令和3年度の入学予定人者の確定によるものです。

3目スクールバス費、補正額181万7,000円の減。12委託料181万7,000円の減。スクールバス運転管理業務委託料で、各種大会の中止等による随時運行が減少したものです。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額23万6,000円。
特定財源の国道支出金3万3,000円は、学校施設環境改善交付金です。
地方債10万円の減は、蘭越小学校バリアフリー改修事業債です。10需用費12万4,000円。修繕料で、昆布小学校の屋体照明の交換修理ほかです。12委託料8万8,000円の減。蘭越小学校バリアフリー改修実施設計委託料で、執行残です。14工事請負費5万5,000円の減。蘭越小学

校バリアフリー改修工事で、執行残です。17備品購入費25万5,000円。蘭越小学校職員用靴箱を購入するものです。

2目教育振興費、補正額49万1,000円。17備品購入費49万1,000円。蘭越小学校に特別支援学級が新設されることに伴い、昇降・天板傾斜机などの備品を整備するものです。38ページになります。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、補正額50万5,000円の減。特定財源の国道支出金18万1,000円は、部活動指導員配置促進事業補助金です。1報酬53万1,000円の減。部活動指導員に係る会計年度任用職員報酬で、執行残です。10需用費15万8,000円。修繕料で、蘭越中学校の屋体照明の交換修理です。13使用料及び賃借料13万2,000円の減。陸上仮設決勝審判台借上料で、新型コロナウイルス感染症の影響により、校内陸上大会が中止となったことから減額するものです。

10款教育費 4項社会教育費 3目花一会図書館費、補正額17万4,000円。特定財源のその他50万円は、花一会図書館事業指定寄附金です。4共済費17万4,000円。会計年度任用職員の採用による社会保険料の追加です。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額31万1,000円の減。18負担金補助及び交付金31万1,000円の減。負担金として、後志中学校体育連盟15万4,000円の減。補助金として中体連参加事業15万7,000円の減で、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止によるものです。次のページになります。

12款公債費 1項公債費 1目元金、補正額104万円。22償還金利子及び割引料104万円。町債元金の追加で、借入れ利率が引き下げとなったことから、元金と利子の支払い割合が変更となり、元金の支払額が増加となったものです。2目利子、補正額449万1,000円の減。22償還金利子及び割引料449万1,000円の減。町債利子の減額で、利率の変更によるものです。

歳入に戻ります。9ページをご覧ください。

14款分担金及び負担金から、15ページの上段になります、20款繰入金までは説明を省略いたします。15ページをご覧ください。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額2億159万1,000円。1繰越金2億159万1,000円、前年度繰越金の追加です。

また、22款諸収入から、16ページ以降の23款町債につきましても、説明を省略します。次に、4ページをご覧ください。

第2表継続費の補正につきまして、御説明いたします。

変更でございますが、2款総務費 1項総務管理費、事業名は仮称港地区津波避難タワー建設事業で、補正前の総額は、2億5,230万円、令和2年度が4,360万円、令和3年度は2億870万円でしたが、補正後の総額

を、2億4,913万9,000円とし、令和2年度を4,183万4,000円、令和3年度は2億730万5,000円に年割額を変更するものです。

次に、4款衛生費 1項保健衛生費、事業名は、統合診療所建設事業で、補正前の総額は8億4,820万2,000円。令和元年度が2億8,622万5,000円。令和2年度は5億6,197万7,000円でしたが、補正後の総額を、8億4,708万2,000円とし、令和元年度に変更はございませんが、令和2年度を5億6,085万7,000円に年割額を変更するものです。次に、5ページになります。

第3表繰越明許費補正につきまして、御説明申し上げます。

まず、追加でございますが、2款総務費 1項総務管理費、事業名新型コロナウイルス感染症対策事業8,158万3,000円につきましては、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、6款農林水産業費 1項農業費、事業名大谷地区道営農地整備事業3,078万円から、名駒地区道営農地整備事業1,043万2,000円までの7本の事業費につきましても、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、変更でございますが、11款災害復旧費 1項土木施設災害復旧費、事業名、現年発生補助災害復旧事業で、補正前の金額は、1,237万円でしたが、補正後の金額を2,057万円に変更し、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、6ページをご覧ください。

第4表地方債補正につきまして、御説明いたします。追加になりますが、減収補填債、限度額を899万5,000円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、限度額を280万円とするものです。なお、利率、償還の方法についてはご覧の内容です。

次に、限度額の変更で、過疎対策事業債ですが、補正前の限度額は、9億220万円でしたが、1億710万円を減額し、7億9,510万円とするものです。公共事業等債ですが、補正前の限度額は、710万円でしたが、2,650万円を追加し、3,360万円とするものです。学校教育施設等整備事業債ですが、補正前の限度額は、520万円でしたが、10万円を減額し、510万円とするものです。緊急自然災害防止対策事業債ですが、補正前の限度額は6,770万円でしたが、1,540万円を追加し、8,310万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、10分間、休憩いたします。

再開は、14時10分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番 淀谷議員。

○1 番（淀谷融） 20ページの積立金、財政調整基金の積立金ということ、何点かお伺いしたいんですけども、2億5,000万の今回、積立ということで、前年度剰余金が2億159万1,000円、それが充当されたかなという感じもするんですけど、そのほかにあれば不要額であと5,000万ということで、財政調整基金と公共施設の運営に5,000万ということで、かなり予算的には剰余金が見込まれるのかなと、今までより健全化されているのかなと思います。それで、令和2年度の3月末で終わると、締められるということで、出納整理期間は2か月あるんですけども、その中で、今、現在の時点で、令和2年度の決算見込み額というか、剰余金、どのくらい出るのかということをお伺いしたいという点が1点。それと、21ページの新型コロナウイルスの感染症対策費の中で、工事請負費と公有財産の点、伺いたいんですけども、ふるさとの丘オートキャンプ場の造成工事ということで、この説明の中では既存のパークゴルフ場を再整備すると、蘭越にもう一つ、フィッシュ・アンド・名駒パークゴルフ場があります。その中で、この目名のほうに決めたという経過をお伺いしたいというふうに思います。それと、この造成工事ということで、オートキャンプ場、もし、目名で造成した場合に何区画のオートキャンプ場を計画されているのか、それとオートキャンプ場で、今、結構、キャンプが流行っておりまして、なかなか予約ができない所もあるということを聞いております。その中でこのオートキャンプ場に電気をつける計画はあるのかという部分をお伺いしたいと思います。それと、この公有財産ということであるんですけども、オートキャンプ場の炊事場購入になっているんですが、土地を購入するのか、それともちょっと分からないですけども、炊事場を既存のというか、それを建設するのか、それを購入するのかという点が分からないので、それも教えていただきたいと思います。それで、その炊事場ということで、何棟というか、ありますので、その面積に応じた何棟ぐらいを建てる計画、青写真的なものがあるのであれば、教えていただきたいと思いますというふうに思います。それと、最後になりますけども、29ページの5の農地費の繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金ということで、1,100万の減ということに

なっておりまして、かなり大きい、これは一般財源から出す、減ることですからいいんですけども、いいんですけども、その集排でこれだけ落ちる一般で落ちるということで、需用額でどのように落ちたのか、そのへんの内訳も教えていただきたい。この繰出金の額というのは国の基準と、それと不足分に対しての助成というのが、繰出しの基準だと思うんですけども、それでこの集排の1, 100万落ちたという部分で、この事業内容、どうしてこんなに落ちてきたのか、繰り入れるのか、そのへんをお教えいただきたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 議員ご質問の1点目の基金について、お答えいたします。まずは、基金の関係ですけども、例年ですと9月にですね、普通交付税の確定後にこの定例会等でもって基金のほう積立させていただいているんですけども、今年度、その時点のですね、過疎債の一次配分の、これが満度に来ないという情報からですね、この時期に積立することができなかったという経過がございます。それで、この基金については、今、この時点でそれを3月にですね、今回、させてもらうんですけども、国によって、基金の現在高ですと、財政調整基金で13億5, 871万6, 000円、公共施設整備基金で23億2, 000万、一般会計ベースでの基金の現在高で42億3, 515万円ぐらい、2億を積み立てたあとですね、このようになります。それで決算見込みでございますけども、今、現在、3億円程度は望まれるだろうということで、試算しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ふるさとの丘オートキャンプ場の件でございます。目名に決めた経過でございますけれども、道の駅がございまして、その奥にキャンプ場があるという、この真ん中にですね、現在は有休になっている施設があるところでございまして、それを有効に活用したいという観点から、今回、こういう場所に、議員おっしゃるとおり、キャンプブームということもありまして、オートキャンプ場を整備したいということで、総務課長からの説明がありまして、ポストコロナを見据えた観光の拠点として、道の駅も一体となって活用していきたいという観点から目名に決めた経過でございます。規模ですけれども、現在、計画しているのは10区画を予定しています。議員おっしゃるとおり、各ブースに配線をしまして、コンセントと何と言うんですか。電気がつくようなそういうものを設置していきたいというふうに考えております。それと、公

有財産購入費ですけれども、本来であれば、建築工事ということで、実施するところでございますけれども、昨年、緑ヶ丘団地の購入の際にですね、何というんですか、コンペを実施しまして、買取をするという事業を、昨年、建設課のほうで実施いたしましたので、それを参考にですね、公費の削減も考えまして、コンペで、ある程度こちらのほうで水準を決めまして、業者さんのほうに企画の依頼をいたしまして、公募をいたしまして、こんな感じというのを町のほうで選考いたしまして、町有地の中に作ってもらうと、それを最終的に財産として買い取るというスタイルを今のところ検討しております。炊事場ですけれども、真ん中のところに1棟建てたいというふうに考えておりまして、規模としましては、10平米くらいになるかなというふうに想定をしておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 農業集落排水事業の繰出金のご質問について、お答えいたします。

農業集落排水事業なんですけど、令和元年度ですね、令和元年度の繰越が900万、1,000万弱ですね、1,000万円弱ございまして、この理由としてはですね、二セコ町の負担金だとかっていうのがありまして、それが見込みより多かったと。あと、下水道の使用料が多かったということもあります。あとですね、歳出の部分でですね、修繕料ですね、修繕料とか灯油代だとかっていうのが、うちのほうで3施設ありますので、そっちのほうの燃料費等々どれぐらいかかるかというのは、予算計上しておりますけど、3月末まで稼働するものですから、どうしても途中で減額というふうにはできないものですから、この分、こういう修繕料とか、工事、維持とか、施設の管理に係る経費については減額できない状況でありますので、この分を繰り越したということで、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） 積立金の部分については、3億円程度見込まれるということで、毎年度かな、3億円程度の剰余金が発生しているということで、今回、そのうちの2億円を剰余金の中からしたと、1億円だけの剰余金を2年度使ったということで、来年度もそのような剰余金で3億ぐらいいは出てくるということ分かりました。ありがとうございます。それと、オートキャンプ場の区分で、コンペでやるっていう計画をされていて、それで2,000なんぼということなんだろうと思うんですが、そういうことでいいんですよね。コンペでやると。それはあれ

か。炊事場。炊事場はそれでやるということであれば400何万で炊事場だから水道管とか、真ん中に作るのであればそれぐらいでできるのかなというのがちょっと気になります。だからこれからまた追加、分からないですけども、この今年度の繰越明許だから、来年度できない部分は来年度の予算で補正するか分からないんですけども、今の時点では2,000何万でその炊事場が完成できるということで予算計上されているということで理解してよろしいんですね。それと、これも同じなんだけど、10区画造成工事するといったら、配線とかあったら、やっぱりその部分でかなりの、今の金額で可能なのかなという不安を感じるんですけど、造成の部分と、それはまた企業体でやるのか分からないですけども、造成の部分と電気の部分ということで、別々な工事の発注になるのかなと思うんですけども、その部分で、この今、繰り越した金額で可能なのかなというのをもう一度確認したいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 淀谷議員ご質問の、まず1点目、炊事場ですけども、仕様を示して、金額も当然、示して、この金額の中でこの程度のものを企画してほしいということを業者のほうに提案しますので、その中でやってもらうということで、この予算を超えない前提ですすめていきたいというふうに思っております。建設課のほうの担当にも見てもらいまして、そのくらいで十分できるのではないかとということで、見てもらいましたので、担当としては大丈夫だというふうに理解してます。また、工事請負費のほうですけども、工事の主な内容としては、あそこをイメージされていただいたい分かんと思うんですけども、真ん中に道路がありますけども、あれの拡幅と整備、それとサイトの整備、議員おっしゃっている電気の配線ですね、それらの工事、これにつきましても建設課のほうで積算していただきまして、総額を決めての話でありましたけれども、これぐらいでなら進めるのではないかとということで設計いただいておりますので、御理解いただければと思います。自然のスタイルを生かしていきたい、現状のかたちを生かしていきたいということと、ごみごみした、ぎゅうぎゅうにしないということで、10区画ということを採用しましたので、真ん中の通路につきましても舗装しないでですね、現状のようなああいいうバラスのような道路にして、自然なスタイルを生かしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1 番（淀谷融） 分かりました。

オートキャンプ場って、けっこう出て歩くものだから、できるのをすごい楽しみにしております。それで、ちょっとあれなんですけども、オートキャンプ場が10区画ということであると、そのスペースであつたら、今ひとりキャンプというのも流行っているんで、フリーサイトとかそういう部分は考えていないのか、それだけ聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 議員ご指摘のとおり、最近は本当にキャンプブームでございまして、昨年、リンリン公園のほうも非常に利用客が多くてですね、私も大変驚いたところなんですけども、オートキャンプ場出来上がった後も、奥のリンリン公園のほうも並行して活用していきたいというふう考えておりますので、例えば、バイクとか自転車でいらっしゃって、1人のお客様とかですね、議員おっしゃっている、一人でのご旅行されている方はそちらほうを使っただけならばというふうに思っております。また、森と木の里センターにつきましても、屋根を修理してですね、この後、シャワーなどのそういう整備をして、そちらのほうは有効に使っていただきたいというふうに思っておりますので、引き続き、ご利用いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3 番（田村陽子） 3点お伺いいたします。

コロナウイルス対策事業のところのマイクロバスの購入の件ですけれども、今の乗客の密を避けるとおっしゃられましたが、今のバスを見ても密になるほどの乗車がされているとは思われません。町民がこれは納得できるのだろうかというところをお伺いしたい。

そして、もう一つは、ふるさとの丘の件ですね、オートキャンプ場、今、淀谷議員がおっしゃりましたけれども、そことは別の視点から言いますけれども、道の駅があるからと、ふるさとの丘、目名に、これを造るということを、今、梅本課長がおっしゃられまして、それは理解できます。ならば、道の駅の、ふるさとの丘のトイレ自体も、冬場使用できるような整備をしない限り、このオートキャンプ場を新しく整備しますと、造っても、ふるさとの丘の、道の駅のホスピタリティというかね、来られた人は、便座自体は新しくなりましたよね。ですが、冬場

は使えないトイレ、冬場クローズしているトイレ、仮設の本当に一個、本当にドアを開けたらすぐ便座、これは以前から強く申し上げてますけれども、ここの道の駅のトイレの整備と一緒にやらないと、オートキャンプ場のこのせっかくの整備が、トイレと一緒に整備するとプラスになると思うんですよ。今、せっかくやろうとしていること自体が。ここのところのお考えが、今の提案では漏れているなど、トータルに道の駅、ふるさとの丘あたりを全部トータルで考えた事業としてほしいなというところなんですけども、冬場のトイレの整備、冬場も使えるトイレ整備、そして便座の、役場のトイレとか、先ほども、休憩の時にいきますけれども、あったかいんですよ。ですが、今のふるさとの丘のトイレでは、仮設のトイレに来られたお客さんたちが、町外から来られて寄ってくれたお客さんたちが冷たい思いをしているというのがもう身に染みて感じてますので、せっかくこのオートキャンプ場の整備をするなら、トイレの整備もこれは一緒にやるべきだと、強く思っております。そちらのほうのお考えをお聞かせください。

それと、3点目、35ページの除雪費の追加ですね。今年は本当に雪害がすごくて、雪の量すごくて、除雪の回数も増えてびっちり休みなしで運転されていたかと思えますし、この追加の予算が必ずあるとはもちろん思っております。ここの項目にはならないかもしれませんが、雪害という意味で、春の農作業で、もう始まっているんですけども、本当にハウスの屋根まで埋もれて、今までこんなことないというぐらい、自分たちでは小さい除雪機なり、借りてはやっているんですけども、そこの対応がもう個人ではちょっとできないぐらいの雪害の場所もあるんですよ。そこのところの町内の雪害の調査とか、そういうことっていうのはされた上で、そこへの除雪の重機をちょっと借りたら、そこの借上代をちょっと補助してあげるとか、そこまでの除雪、冬に対する、雪害に対する、対策をやっていかないとならないのではないかなというところがちょっと3点目ですね。それ、この先検討していただけるかどうか、この点もお聞きします。3点お願いします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） まず1点目のマイクロバスの関係なんですけども、これについては、現在、らんらん号の中型、平成15年のバスなんですけど、実は60万キロも走っているバスでございまして、47人乗りのバスなんですけども、けっこうもう本当に老朽化して、やはり床のところもぐらぐらしてというか、なかなか修理しても対応できない状態です。実はこのバスをですね、今の中型のほうに新たに入れたいと、このバスを、この補助金を使って購入したいと思っておりますので、1台増えるわけではないということを御理解いただきたいと思います。

す。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 道の駅の点に関してでございます。

かねてから議員からご意見いただいております、私どもも今回の予算に当たりますね、検討を行いました。工事費でだいたい80万から100万ぐらい、ひと冬の電気代が80万ということで積算いただきまして担当としても準備をしたところですけども、工事費はその時だけなのでいいですけども、毎年80万の電気代がかかるということで断念した経過がございました。当然、オートキャンプ場、冬は開けない予定をしておりますので、その観点からすれば、ここの数字をのせるということにはならないかと思っておりますけれども、議員ご指摘のとおりですね、道の駅、本当に仮設トイレで冬場をしのいでいる状況は、本当に議員のご指摘のとおりでございますので、ホスピタリティという観点、ご指摘いただきましたけれども、トイレの改修も含めてですね、引き続き、検討はしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 西河農林水産課長。

○農林水産課長（西河修久） 3点目の大雪の対策でございます。

ハウスということでございますけれども、まずその被害の状況ということで、被害の状況につきましては、私どもに情報が提供がございましたり、また職員が回った際に気が付いているケース、あるいは関係機関と情報共有しております、そうした中でハウス被害が発生しているということは、私どもも把握しております。そうした中でですね、ハウスそのものについては共済ですとか、そういう部分の対応というものが考えられますが、今、ご質問の中でですね、個々のハウスの除雪に対する重機の借り上げ等に対する支援ということでございますが、この部分につきましてはですね、ハウスにつきましては、あくまでも個人の資産ということでございますので、そこまでの支援というのはなかなか難しいのではないかとこのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） マイクロバスの件ですけども、入れ替えだということはどこにも書いてないと思いましたので、それは理解しました。

2つ目の道の駅の件ですけども、冬場はクローズするから、今はまだトイレ、

冬場あのままでいいんじゃないかという、ちょっと方向が違うかと、私はちょっとそれは町として、外のお客さんに対して、オートキャンプ場をこうやってやってるということをオープンにするわけですから、道の駅というのは本当に以前から、皆さんも分かっていると思います。入口、蘭越としての顔なんですよね。商店街もそうですけども、そのところを、オートキャンプ場を整備するという時に、やはりこのトータルでふるさとの丘を考える部分で、あのトイレのことは、まず、電気代が冬場かかるからとか、ちょっとそのところの話ではまた後に、先に延ばすということ自体の、町としての外に向けての考え方がこれで本当に、蘭越としていいのかなというところがちょっと、もう一度考えていただきたいなというところです。

雪害のハウス、例えば、ハウスって出したんですけれども、農業基盤の町ですよね。そこに対して、個人一人だけというわけではなくて、現況調査をして、皆さんにできる限りのケアができないかというところの方法を少し検討していただきたいなというところで、あと最後、これだけ、お伺い、検討していただけるかどうかのお伺いをして終わりたいと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 道の駅のトイレの件につきましては、かねてから議員からご指摘いただいているとおり、現場の我々としてもなんとかしたいなという思いもあります。引き続き、費用対効果も十分考えながらですね、実施に向けて検討はしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 西河農林水産課長。

○農林水産課長（西河修久） 現況調査を行ってケアをできないかということでございますが、まず、大雪に対する被害ですね、この部分につきましては、共済もそうなんですが、国のほうでも大雪に対する被害に対しての支援ですね、そういうものを予定していると聞いておりまして、そういう部分ですね、もし該当する部分があれば、国の制度、そういうものを活用したいというふうに、この部分については除雪するとかそういうのではなくて、直接的な被害というふうにはなると思うんですけれども、そうした中でですね、現地の状況というものを把握していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

7 番難波議員。

○7 番（難波修二） 6 ページの地方債補正について、まずお尋ねしたいと思います。

追加で減収補填債と、それから防災・減災の国土強靱化対策事業債、2 つが追加されてます。この中身なんですけども、減収補填債については、認識が違ったら教えてほしいんですけども、コロナ対策関連の国の新たに創設されたものだという理解でよろしいでしょうか。減収補填債 8 9 9 万 5, 0 0 0 円。それからこの防靱の関係なんですけども、2 8 0 万、これはやはりそういうものなのか。それとは全く違って、何かに充当するための起債か、まずこれをお聞きしたいと思います。それと歳出のほうなんですけども、これも感染症対策費の中で、2 つお聞きしたいと思います。繰出金で幽泉閣に対する支援策の 5, 0 0 0 万円、これについては高く評価したいなというふうに思っております。そこで民間の事業者に対する、いわゆる国の支援策と比較してですね、この幽泉閣の 5, 0 0 0 万という額の設定がはたして、それが妥当なのかどうかというところについて、もしその積算の根拠等があればですね、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。それと、今のお 2 人から質問がありましたけれども、キャンプ場の関係ですけれども、炊事場を買い取ってという 4 2 0 万なんですけども、私は古くには観光の仕事を 7 年ぐらいやっておりました。キャンプ場の炊事場の管理というのは非常に大変なんですよね。4 2 0 万で十分なものができるかどうかというところがすごく心配なんです。やっぱりその煮炊きをしますから、いわゆる炊事の残さの処理というのはものすごく大変なんですよね。それをただ流すだけのものにしちゃうと、それをどこに、下流でどこに流すかということも当然、考えていかなくちゃならないんですけれども、そういう排水対策、そういうものも十分できる、例えば、その残さをきちんと処理をする設備を作るとか、そういうような炊事場というのがないと、来たお客さんがね、炊事をして、いわゆる残さをどんどんどんどん流すっていう、その管理がのちのち大変になりますから、ぜひここはしっかりとした指示をしてですね、こういうものを造るという、そういうことを考えたほうがいいかなというふうに思います。それから、あそこを下って行って、リンリンが公園あるわけなんですけども、あの下りに流すとすると、下に池ありますよね。リンリン公園に行く途中に、あの池もただの炊事の流れ水溜めているような感じだから、必ずしもきれいな状況ではないというのは、最初から理解されていると思うんですけども、もしそこに流すとするとちょっとやっぱり大変なことになるなというふうに、そういう排水に対する全体の、リンリン公園も含めたそういうところもぜひ考えてですね、良い、のちのちの維持管理ができやすいようなものをきちっ

と考えて対応していただきたいなというふうに思います。そんなことで歳入と歳出ちょっとお尋ねします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 議員ご質問の１点目のですね、歳入について御説明いたします。

まず１点目の減収補填債について回答いたします。こちらの、先ほど難波議員ご質問のとおりで、新型コロナウイルスの関係の影響ですね、今年度、地方税、税収が大幅に減るという、そういう見込みとなっていることを受けまして、総務省のほうで減収補填分を穴埋めするといった制度でございます。実際には地方消費税など７税目分が対象となっております。その従来の法人課税分だけではなくて、追加分として、５税目、具体的には地方消費税交付金、ゴルフ場利用税、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税、航空料譲与税、この５目が追加となった分で減収入となっている部分を穴埋めするものでございます。交付税としては７５％、交付税算入されるもので、１００％充当という部分の分で一定の算出方法で出された数字が、ここに載っている８９９万５、０００円、それが蘭越町の分として減収補填分と計上させていただいています。２点目の防災・減災・国土強靱化対策事業債２８０万、新たに追加させていただきました。これは国の補正予算債といって、補正予算分で計上された分です。もともと公共事業等債に入ってた大谷地区道営事業の分、それともう一つが名駒地区道営事業農地整備事業、それぞれこれが、この分の一部がですね、補正予算債の対象になるといった部分で、ちなみに大谷地区の道営が１００万円、それから名駒地区の道営が１８０万円起債となっております。合計２８０万円の起債となっております。充当率が１００％、交付税措置も１００％ということで、こっちのほうを分離をしてですね、起債のほう有利なほうで申請して借りてますので、そういう御理解でお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 難波議員のご質問にお答えします。

まず１点目の幽泉閣への繰出金でございます。民間への支援、国なり道なりで、かなりいろいろ、今回新型コロナウイルスの関係であったわけですがけれども、給料保障するとか、経産省で実施してます補助金ですとか、また雇用に関する交付金なども公の部分ということで、一切該当しないことになりまして、そのへんは議員おっしゃるとおり、民間等と差がついたと思っております。また特段の事情として、やはり幽泉閣、町の貴重な産業の一つで、公共の部門属した貴重な施設であ

りますので、地域の雇用、またそういったものを創出しているわけで、そういった観点からも目に見えない部分での価値というものはあったのかなというふうに考えております。幽泉閣そのものは、この後補正予算でも説明いたしますけども、およそ6,000万から7,000万ぐらいの収支不足がありまして、今回、一般会計のほうから5,000万円、こういうふうに出していただいたんですけども、そういった国からの助成金は受けられなかった分、それと公共の部門としての雇用調整ができないですとか、その地域に貢献するといった、そういう観点も含めまして5,000万という金額を算定させていただいて、今回、お願いさせていただいているところですので、御理解いただきたいというふうに思っております。

それと、ふるさとの丘の炊事場でございます。これにつきましては、今、貴重なご提言いただきましたので、十分参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、現在のところ、排水につきましては、浸透ますで実施したいなというふうに思っております。それで十分、浄化するわけではないので、議員おっしゃるとおり、管理につきましては、不潔にならないですね、キャンプ客の皆様に、キャンプ利用者の皆様にお願いはしますが、管理する側としてもきれいに使っていただけるように対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 難波議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第14、議案第14号令和2年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

田縁教育次長。

○教育次長（田縁幸哉） ただいま上程されました、議案第14号、令和2年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。この会計の現在の歳入歳出予算の総額は、252万1,000円でございます。この総額から87万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を339万2,000円にするものでございます。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページをご覧ください。

1款教育費 1項教育総務費 1目貸付金、補正額27万円の減額。特定財源のその他につきましては、奨学資金基金利子2,000円の追加。奨学資金基金繰入金43万6,000円を減額するものでございます。20節貸付金、奨学資金貸付金27万円の減額。これは令和2年度の新規貸付分の大学生1名の休学に伴う2か月分27万円を減額するものでございます。

3目積立金、114万1,000円の追加。奨学資金貸付金償還金収入の追加に伴い、24節積立金、奨学資金基金積立金として114万1,000円を追加するものでございます。

なお、この積立により、奨学資金貸与基金積立金の総額は、4,893万4,185円となります。

次に、歳入について、御説明いたします。5ページをご覧ください。

1款財産収入および3款の繰入金につきましては、ただいま歳出で説明いたしましたとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額7万6,000円の減額。1節繰越金、前年度繰越金7万6,000円の減額。

5款諸収入 2項貸付金元利収入 1目奨学資金貸付金元利収入、補正額138万1,000円の追加。1節奨学資金貸付金元利収入、奨学資金償還金138万1,000円を追加するものです。

奨学資金の償還は、貸付終了後6月を経過した後から10年以内と定めておりま

すが、繰り上げ償還がありましたので、追加補正し、歳出充当するものであります。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号令和2年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第15、議案第15号令和2年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第15号、令和2年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は6,668万円でございまして、この総額から80万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,588万円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページをご覧ください。
2款事業費 1項事業費 1目売店事業費、補正額80万円の減。11役務費80万円の減は、ゆうパック取扱い減少による減額でございます。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページをご覧ください。

1款事業収入 1項事業収入 2目売店事業収入、補正額280万円の減。1節売店売上280万円の減は、売店売上収入280万円を減額するものです。

3款繰入金 1項基金繰入金 1目地域振興事業財政調整基金繰入金200万円の追加。売店売上げ減少に伴い、基金を繰入れ歳出に充当するものです。

令和2年度の地域振興事業は、春からのコロナウイルス感染拡大により、道の駅をゴールデンウィークを含め22日間休業したこともあり、また、お盆、夏休みの売上げも例年の2割ほど少なかったということもありまして、多岐に及ぶ取引や経費の削減を図ったものの、それらをカバーしきれず200万円の基金を充当することにいたしましたのでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） 売上の収入が減になったということで、幽泉閣に來れない方々いらっしゃったかと思うんですけども、オンラインでのそういう販売の模索とか、やはりこの1年の中で、前半はできなったにしても、後半なり、そのところの取り組みをしながら売店にあるものなり、そういうものを販売するという取り組みをなされたかどうかというところを、お伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 田村議員のご質問にお答えいたします。

特産品会計も含めてですね、本町もいろいろ販売していきたいというものを、道の駅なども含めて置いているところですけども、例年ですと、札幌なりそういった会社なり、出向いて販売するというのもいろいろ取り組んできたんですけども、こういう情勢の中、あちこち行ってこういうものを売ることが、なかなかはばかれる状況もありまして、売上げの推進にも慎重な姿勢をとらなければいけなかったというのが、今年反省点だったかなというふうに思っているところですけども、議員からご指摘のとおり、オンラインでの販売もです

ね、検討はしていきたいというふうにも考えております。ただ、インターネットにアップすれば売れるかというものでもありませんので、新たにホームページを構築するのではなく、例えば、現在取り組んでいるのは、大手旅行業者さんのホームページに、お米を載せて売り上げを、そのサイトで販売するとか、既存のそういったところを活用してやっていくことが合理的かなというふうに判断をしているところでございます。米だけでなく、加工センターの商品ですとか、そういったものも引き続きいろいろ販売の促進に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 民間も含めてですね、出向けないというのは、どこもみんなそうだったと思います。ですから、そこにオンラインにあげたから売れるものではないというふうに、最初から決めないで、まずやはり模索しながらやってみるということは、そういう姿勢がまず大事だなと思ってますので、今後、そういう既存のところも含めて、自分たちのホームページの中でも、ふるさと納税に使われることもあるかもしれないですけど、自分たちのこういう町のものをどうこの時代の流れで、その流れに乗せていくかというところは、やはり、本当にしっかり考えていってもらいたいなと思ってます。今回のことの減に関しては、本当に仕方がなかった部分があると思うんですけど、結果がそれなのか、やっぱり取り組んで足踏みしててのこの結果なのかで、やはりその先の道は違うと思いますので。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 今、いろいろご指摘いただきました。私たちとしても当然、インターネットによるそういった商品の販売、実施していきたいというふうに考えております。ふるさと納税を通じてですね、ふるさと納税って不思議で、蘭越町を知ってて寄附してくる方ももちろんいるんですけども、知らないで寄附してくる人もたくさんいまして、そういったところからまたパンフレットを送るなり、販路を拡大していきたいというふうにも考えておりまして、引き続き、いろいろなツールを使いながらやっていきたいというふうに思いますので、引き続きご指導いただければと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 幽泉閣の事業については、たびたび議論になった経過、理事者もご存じだったと思うんですが、ある時は民業を圧迫、同業者を圧迫するんだというかたちで宿泊、温泉が批判に晒されたり、それから、そのたびに現在の経営の体制を維持してきた経過があります。売店一つにしても、ただの物売りではないという、私はそういう観点で見えております。今回、約5,500万から6,000万近い赤字になるのではないかと、ごめんなさい。ちょっとぼっとしておりました。申し訳ない。

○議長（富樫順悦） 質問を変えてください。

○9番（柳谷要） 幽泉閣だよね。取り消します。ごめんなさい。

○議長（富樫順悦） いいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号令和2年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第16、議案第16号令和2年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第16号、令和2

年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は2億6,407万7,000円で、これから歳入歳出それぞれ566万5,000円を減額し、2億5,841万2,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。7ページをご覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 2目広域連合負担金、補正額489万4,000円の減。特定財源のその他1,110万5,000円の減につきましては、一般会計からの繰入金で、そのうち保険基盤安定化に資する分が62万8,000円、減収補填分を含むその他が1,047万7,000円であります。18負担金補助及び交付金489万4,000円の減。後志広域連合の国民健康保険事業運営分賦金で、本年度の医療費分の減額によるものです。

2款保健事業費 1項特定健康診査等事業費 1目特定健康診査等事業費、補正額53万9,000円の減。特定財源のその他53万9,000円の減につきましては、後志広域連合からの保健事業交付金です。1 報酬6万3,000円の減。会計年度任用職員報酬で、次の委託料と同様、特定健康診査の受診者の減によるものです。12委託料47万6,000円の減。特定健康診査委託料です。

2項保健事業費 1目疾病予防費、補正額23万2,000円の減。特定財源のその他23万2,000円の減につきましては、後志広域連合からの保健事業交付金です。12委託料23万2,000円の減。人間ドック健診委託料で、受診者の減によるものです。

次に、歳入に戻ります。5ページとなります。

1款国民健康保険税 1項国民健康保険税 1目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,088万7,000円の減。1 医療給付費の現年課税117万7,000円の追加。2 後期高齢者支援金の現年課税964万4,000円の減。3 介護給付金の現年課税240万2,000円の減。いずれも、決算見込みによるものです。

5款繰入金は、歳出で説明したとおりです。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額755万5,000円。前年度繰越金です。6ページとなります。

7款諸収入 3項雑入 1目雑入、補正額877万2,000円。2 広域連合支出金877万2,000千円。保健事業交付金はさきほど説明したとおりです。国民健康保険事業過年度分賦金精算金954万3,000千円、令和元年度分賦金の医療給付分に係る還付です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 内容については、理解できてそれでいいんですけど、ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

新年度予算でも質問したいことあるものですから、その前にお話をお聞きしたいなというふうに思います。これは補正ですけれども、歳出の決算見込み等で566万5,000円減額になると、それに合わせて必要な歳出を補正すると、ということだというふうに思います。歳入のほうなんですけれども、5ページの国保税については、決算見込みによって1,088万7,000円を減額すると、それから、6ページの雑入で過年度清算金などで877万2,000円を追加すると、繰越金の剰余分、余ってる分ですね、755万円それに充当したと、ということで、残りを一般会計からの繰り入れを1,110万5,000円を減額すると、これで歳入歳出ちょんちょんになるんですよ。結局、決算見込みで歳入歳出の増減をして、それを今回のように整理をする場合に、どこを削っていくか、あるいは戻すかというね、そういうあたりのその考え方に一定のルールがあるのは何となく分かるんですけども、一つには、ここに、補正には載ってませんけれども、3款に国民健康保険基金積立金というのがあるんですよ。この国保会計の中に。歳入歳出こうやって、例えば566万5,000円歳出が減額するわけですから、歳入余ると、それが例えば、一般会計に戻すのではなくてね、基金に積み立てをするというような、そういうことはできないのかなという、非常に乱暴な考え方かも分からないですけれども、そういうことがちょっと気になっておりまして、国民健康保険基金と一般会計繰出金との関係性というようなところについてね、もうちょっと、予算でちょっと質問したいなと、実は思っているんです。それで、国保の補正予算ではないんですけども、この基金の現在高って、もし分かったら、今、いくら残っているか、基金に、それをまず教えてほしいなというふうに思っています。それから、まず一般会計に戻そうと、繰越金は全部使おうと、足りない分はどうするかという、そういう考え方の組み立てで、考えていいのかどうかについて、お聞きしたいなと思って質問させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） まず、国保基金の積立金の現在高でございますけれども、およそ400万円弱、380万円と記憶しております。予算の組み方の考え方でありまして、歳出のほうで必要な経費を見込みまして、それに対する特定財源、保険基盤安定基金の補助金等が一般会計に入りますので、それに町の上乗せ分をして国保の特別会計のほうに繰り出しをしますと、そういった特定財源を積み上げた上でですね、なお不足する分については、赤字補填ということで、繰り入れをしているというのが一般的というか、予算の組み方としての考え方でございます。それに基づいて、今回の補正でありますけれども、歳出のほうで約500万の減額がありました。そうすると、普通に考えれば、不足分の一般会計からの繰入金、これを500万落とせばいいのしょうけれども、そのほかの財源の入り繰りがありまして、先ほど議員もおっしゃったとおり、税のほうで1,000万円落ちております。しかし、元年度の決算による剰余金が700万円になったと、さらに、雑入に入っておりますけれども、前年度の清算ということで900万になりました。それらを含めてですね、最終的に補填分の繰入金をどの程度にするかと、そういう順序でですね、今回の補正予算を組んだということでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 今日はこれ以上申し上げませんが、新年度予算の中で、国民健康保険基金のね、基金の主旨というのがあって、昭和56年にできた条例なんですけど、足りない分は医療給付費分までは積立てをするということになっているんですね。それが今400万ということなので、この基金の運営をどうしていくかということも、考えていくべきだなというふうに思っているんで、そのあたりをちょっとですね、新年度予算の中で質問させていただきたいなと思ってますので、今日は予告編ではありませんけれども、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。答弁いりません。

○議長（富樫順悦） 答弁いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第16号令和2年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第17、議案第17号令和2年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北川住民福祉課長。

○住民福祉課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第17号、令和2年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は8,253万6,000円で、これに歳入歳出それぞれ416万円を追加し、8,669万6,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項後期高齢者医療広域連合納付金 1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額398万9,000円。特定財源のその他85万9,000円の減につきましては、一般会計からの繰入金で、そのうち保険基盤安定化に資する分が42万8,000円、事務費に対する分が43万1,000円です。18負担金補助及び交付金398万9,000円。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、保険料等負担金が442万円で、保険料の増額と保険基盤安定負担金の減額によるものです。事務費負担金43万1,000円の減につきましては、令和元年度の広域連合事務費の確定によるものです。

3款諸支出金 2項繰出金 1目一般会計繰出金、補正額17万1,000円。27繰出金17万1,000円。令和元年度の当該特別会計の決算による余剰金を一般会計へ繰り戻すものでございます。

次に、歳入に戻ります。5ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料、補正額 1 4 2 万 2, 0 0 0 円。1 現年度分保険料 1 4 2 万 2, 0 0 0 円。決算見込みによるものです。

2 目普通徴収保険料、補正額 3 4 2 万 6, 0 0 0 円。1 現年度分保険料 3 4 2 万 6, 0 0 0 円。特別徴収分と同様の理由でございます。

4 款の繰入金につきましては、歳出で説明したとおりです。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 1 7 万 1, 0 0 0 円。1 繰越金 1 7 万 1, 0 0 0 円。前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 1 7 号令和 2 年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 7 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第 1 8、議案第 1 8 号令和 2 年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただ今上程されました、議案第 1 8 号、令和 2 年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第 6 号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、１億９，７０１万４，０００円で、この総額から６２２万１，０００円を減額し、予算の総額を１億９，０７９万３，０００円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものです。

第２条の地方債の変更は、第２表地方債補正によるものです。後ほど、御説明申し上げます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。７ページをご覧ください。

１款事業費　１項水道事業費　２目水道維持費、補正額６００万９，０００円の減。特定財源の地方債につきましては、水道事業債で豊国地区簡易水道整備事業債３０万円の減。蘭越地区簡易水道整備事業債５０万円の減。合せまして８０万円の減でございます。その他については、受託工事負担金で、町道目名市街共有地線歩道改良舗装工事に伴う水道管布設替工事負担金３３万円の減。昆布地区道営農地整備事業に伴う水道管布設替工事負担金１８７万２，０００円の減。合せまして２２０万２，０００円の減です。１２委託料４８万７，０００円の減。水道管理システム構築委託料１２万円の減。水道監視装置保守点検委託料２０万７，０００円の減。さくら団地造成に伴う水道管布設替工事設計委託料１６万円の減。いずれも執行残です。１４工事請負費５５２万２，０００円の減。補償工事に伴う水道管布設替工事３２２万３，０００円の減で、内訳は町道目名市街共有地線歩道改良舗装工事に伴う水道管布設替工事３３万円の減。昆布地区道営農地整備事業に伴う水道管布設替工事２８９万３，０００円の減。合せて３２２万３，０００円の減。町道豊国橋土現通り線水道管新設工事３０万８，０００円の減。さくら団地造成に伴う水道管布設替工事３８万５，０００円の減。給水メーター更新工事１６０万６，０００円の減。いずれも執行残です。８ページです。

２款公債費　１項公債費　１目元金、補正額７万３，０００円。２２償還金利子及び割引料７万３，０００円の追加で、借入利率変更による元金の追加です。

２目利子、補正額２８万５，０００円の減。２２償還金利子及び割引料　２８万５，０００円の減で、借入利率変更により町債利子を減額するものです。

次に歳入について、御説明申し上げます。６ページをご覧ください。

１款分担金及び負担金、６款町債につきましては、歳出の特定財源の中で説明しましたので、説明を省略いたします。

３款繰入金　１項一般会計繰入金　１目一般会計繰入金、補正額４６０万６，０００円の減。一般会計繰入金を減額するものです。

４款繰越金　１項繰越金　１目繰越金、補正額１３８万７，０００円。前年度繰越金１３８万７，０００円を追加し、歳出充当するものです。

次に、第2表地方債補正につきまして、御説明いたします。3ページをご覧くださいます。

過疎対策事業債の限度額1,220万円を1,190万円に、簡易水道事業債の限度額1,960万円を1,910万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前のおり変更ございません。

以上で説明を終わります。御審議くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第18号令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第19、議案第19号令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第19号、令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は2億2,773万1,000円で、この総額から381万7,000円を減額し、予算の総額を2億2,391万4,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

第2条の地方債の変更は、第2表地方債補正によるものです。後ほど、御説明申し上げます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7ページをご覧ください。

1款事業費 1項下水道事業費 1目下水道維持費、補正額341万5,000円の減。特定財源の地方債110万円の減は、農業集落排水事業債です。12委託料228万8,000円の減で、施設管理委託料140万円の減。農業集落排水管路清掃業務委託料27万円の減。ばっ気沈砂槽等清掃業務委託料11万円の減。さくら団地造成に伴う下水道管新設工事設計委託料50万8,000円の減。合せて228万8,000円の減。いずれも執行残です。14工事請負費112万7,000円の減。さくら団地造成に伴う下水道管新設工事62万7,000円の減。公共枿設置工事50万円の減。合せて112万7,000円の減。いずれも執行残です。

2目農業集落排水整備費、補正額16万5,000円の減。特定財源の国道支出金は農業集落排水事業補助金8万2,000円の減です。12委託料16万5,000円の減。昆布地区農業集落排水施設調査診断業務委託料の減です。執行残です。

2款公債費 1項公債費 1目元金、2万8,000円の追加。22償還金利子及び割引料2万8,000円。借入利率変更による元金の増です。

2目利子、26万5,000円の減。22償還金利子及び割引料26万5,000円の減。借入利率変更により、町債利子を減額するものです。

次に歳入について、御説明申し上げます。6ページをご覧ください。

3款国庫支出金、8款町債につきましては、歳出の特定財源の中で説明しましたので、説明を省略いたします。

5款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額1,116万円の減。一般会計繰入金を減額するものです。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額852万5,000円。前年度繰越金を追加し歳出充当するものです。

次に、第2表地方債補正につきまして、御説明いたします。3ページをご覧ください。

過疎対策事業債の限度額1,320万円を550万円に、下水道事業債の限度額3,860万円を4,520万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前のとおり変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

す。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１９号令和２年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第２０、議案第２０号、令和２年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課参事。

○商工労働観光課参事（水上昭広） ただいま上程されました、議案第２０号、令和２年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第２号について、御説明いたします。

北海道や政府による新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた各種対応もあり、幽泉閣利用者の大幅な減少に伴い、これらの事態に対応するため、予算の補正をお願いするものです。

この会計の現在の予算の総額は３億２，７５０万円でございます。この総額から３，０５９万２，０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億９，６９０万８，０００円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7ページをご覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額99万2,000円の減。
24積立金、交流促進センター幽泉閣財政調整基金への積立を99万2,000円減額するものです。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額2,960万円の減。特定財源
その他は入湯税です。1報酬440万円の減。会計年度任用職員報酬です。3職員
手当等60万円の減。会計年度任用職員期末手当です。10需用費2,340
万円の減。重油、売店用品、食事材料です。26公課費120万円の減。入湯税
です。

つづいて、歳入について御説明申し上げます。5ページをご覧ください。

1款事業収入 1項事業収入 1目事業収入、補正額1億600万円の減。内訳
といたしましては、1節宿泊料2,800万円の減。2節湯治料1,400万円
の減。3節貸室休憩料200万円の減。5節入浴料1,600万円の減。7節食
事料3,600万円の減。9節売店売上1,000万円の減。

4款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額5,000万円。

4款繰入金 2項基金繰入金 1目交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金、
補正額2,000万円。6ページをご覧ください。

5款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額660万8,000円の追加。前
年度繰越金です。

6款諸収入 2項雑入 1目雑入、補正額120万円の減。1節税収入で入湯税
の減額です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 一般会計からの繰入5,000万と、それから財調の取崩し
を2,000万ということで、ああこういう数字になっちゃったかという、率直
な感想です。頑張っただけの皆さんには本当に敬意を表したいというふうに思
います。ご存じのように、過疎地での公営企業の役割というのは、その事業展開
そのものも非常に貴重なことですが、まず第一に、住民の福利厚生に都
市とは違う田舎の役割を果たしているということで、非常に大事な公営企業であ
るということです。身近には雇用を確保しているということでございますね。雇

用確保するがゆえに赤字が出たと、持続化給付金、私自身も議員の一人として当てにはしておったのですが、これが果たしてどの程度当てになるのか、町長の政治力の見せ所ではないかというふうに捉えておったのですが、そのことについて、まず伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員のご質問にお答えします。

今、議員おっしゃったとおり、町が運営している公営事業に関しては、今回、国からの、今、議員がおっしゃった持続化給付金、雇用調整金、それは一切、国からは補填されていない、そういう状況でございます。そのような中で。幽泉閣は今、このように7,000万の基金を崩してですね、赤字が出たと、その対応をどうするかということで、私どもも内部で相当協議をしました。民間が当たっている国からのコロナの助成金が、先ほども、繰り返しますが、町が事業主体の部分には当たらない。その中でなんとかこの部分をですね、措置できるものがないかという部分の中で、当初、今、地方創生交付金なんですけど、これについては、こういう事業をやっている、そういう営利を目的としている、そういう事業については、該当にならないという、そういう回答がございました。その中で、私どももですね、この幽泉閣、町が事業をやっているという中では、いろんな、議員おっしゃった福利厚生、雇用の問題、そういうものがあって、町の中で行っている、これをですね、地域創生の交付金の中になんとか入れて措置をしてもらいたいということで、道庁をはじめですね、各先生方含めて、私のほうからかなり、要望会があった時にお話をしました。その中で、なんとかですね、総務省の、今回、内部の中で協議をしていただいて、地方創生交付金の中に町が事業主体となっているものは認めるということが、変更となりまして、今回、5,000万円をですね、交付金の中から幽泉閣のほうに繰入れするということができたとのことでございます。まず1点、そのようなことで、御理解願えればというふうに思っております。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 5,000万の繰入については、地方創生交付金だという、予備知識がなかったものですから、これは非常にありがたいというふうに思っております。たしか、12月の補正予算ではなかったかと思うんですが、二セコ町から、居住する二セコ町民が町の、幽泉閣に入浴した場合、二セコ町と同じく町の支援を受けられるという、二セコ町からの繰入金記憶が、皆さんご存じだっ

たと思うんですが、隣町との関係で、住民が隣町の入浴施設に入浴した時に、居住している町村の財政措置というのがされるといのはですね、私は住民本位の行政というの、よく言うんですけど、これほど住民の要望にかなった、なんと言うか、施策は、隣町でやったというの、非常に敬意を払ってですね、二セコ町の町政運営に感謝をした記憶があります。つまりですね、このように、公営企業というの、町村の歴史、そのまま生き写して、町民の生活に大きい影響をさせるという、そういう役割を果たしているわけですね。例えば、隣町全ての町村そうだと思うんですが、第3セクターで運営しているところ、直営で運営しているところ、さまざまな運営の仕方があるんですが、行き交う利用者は、各町村の町民が混在しながら利用しているわけですね。私は本当に欠くべからざる施設としてですね、やはり、強く運営をですね、支える、そういう国の施策をどんどん引き出してもらいたいと、今、これだけ大変な時代ですね、雇用の問題だけではなくて、町の財産をどう活用し続けるかというのが非常に大事な時代になってきているというふうに思いますので、もう一度、町長の所見を賜りたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員のご質問にお答えします。

隣接する二セコ町がですね、今回、地方創生交付金の活用の中で、いろいろ町民向けの消費喚起も含めたですね、我が町もやっていますが、それを近隣まで拡大して、その分が町民が利用した分を助成できるという部分を行ったということは私も耳にした部分がございます。非常に二セコ町は、観光を中心としてですね、いろんな各エリアにある、二セコエリア地区というそのエリアの中で消費をするという部分の中で考えられた施策の一つではないかなというふうに思っていますね、非常にそのへんのところは今後に向けて、いろいろ連携をとっていくなかでは参考となる部分ではないかなというふうに考えているところでございます。今回、幽泉閣の直営という、町が行っている事業に対しては、町として雇用も含めて、きちっと私は手立てをしていかなかったらならないということを考えていた中で、なんとか国の交付金が充当をできました。これが、充当できないということは、一般会計から一般財源で、5,000万をお願いするしかなかったわけです。そういう部分の中でいきますと、今回、国の制度が活用できた、そしてこれまでこういう経験というの、観光事業の中ではなかった部分がありますので、これを教訓としながらですね、いろんな運営方法については内部で十分検討しながら、進めていかなかったらならないかなというふうに、現在、予算も含めてですね、今後のあり方、そして非常に観光事業というの、一歩間違ったら大変難しい部分もあるなという、この教訓を生かしてまいりたいというふうに考えておりますの

で、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

5 番永井議員。

○5 番（永井浩） 一つだけお聞きします。経済産業のほうの所管事務調査を幽泉閣、行いました。その時にはですね、極力、人員の削減をしないで、何とか努力して赤字を乗り切りたいんだと、このコロナ禍を乗り切りたいという、切実な思いを支配人からお伺いしまして、その時でも莫大な赤字がですね、予想されるということでした。僕も今、初めて聞きました。交付金で一般会計から5, 000万、これは交付金がないと大変なことになったなと、本当に思います。それで2点なんですけども、まずコロナ禍、やっぱりワクチンがみんないきわたってですね、ある程度、人間の行動範囲が広がって、当然、経済活動も、流通が流動的になると思うんですけども、それが今年で収まるかどうか分かりません。また、結果的にもですね、大変な決算が出てくるのではないかなと思うんですけども、来年度に向けてのですね、また、国の交付金がですね、来年も来るのか、来そうなのか、それから、幽泉閣の財政調整基金だって、ある程度残さなきゃならないし、使うのも限界があると思うんですよね。そのへんについて見込みはどうか。それと、ちょっと気になったんですけど、先ほど支配人がですね、昨年ですね、支配人からなるべく雇用を確保しながらということだったんですけども、先ほど聞きそびれたのかもしれませんが、会計年度任用職員の報酬が440万減だと、これが減になったですね、理由、例えば、首切りしましたとかそういうことなのか、それとも、例えば働く時間がですね、うまく調整してそのへん減額となったのか、そのへんちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 議員、お見立てのとおり、今日、明日に今までのような経済情勢には戻るというのは、私も想定してないわけなんですけども、引き続き、こういった状況をですね、覚悟しながら幽泉閣を運営していかなければならないなというのは、現場の職員共々考えているところでございます。交付金につきましては、今、町長からも説明ありましたとおり、今年度についてはこういう扱いができるということで、町長自ら総務省のほうでお願いをしましてですね、公営企業室とやり取りましては、今回こういう措置ができたということですので、来年以降につきましてはですね、またそういった機会を見ながら、いろいろ関係機関にお願いをしていきたいというふうに思っております。また、基金に

つきましては、現在8,000万ほどあるところを2,000万、今回、充当いたしました。また、来年度の当初予算でも1,200万ほどの基金の充当を予定しております。議員おっしゃるとおり、赤字のまま全部使ってしまうというわけにもいきませんので、引き続き、経営改善はもちろん経費の節減はもちろんですが、どうしても、どういったかたちで売り上げを出していくのかというのを工夫しながらやっていかなければならないというふうに思っております。それと、会計年度任用職員の400万の減につきましては、これにつきましては、執行残でございます。解雇したりですね、そういったことは一切ございません。時間を調整して時間外しないようにですね、シフトを上手にまわしたりとか、そういった配慮をした結果でございますので、また、新たに採用したとかですね、そういったことは一度ありましたけれども、解雇したりとかということはありませんのでしたので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 全体がひどい状況で、確かに売ってなんぼ、売り上げあつてのなんぼの事業なので、本当にご苦労かけるとは思いますけども、なんせ中間報告でも申しましたけども、良い時は幽泉閣から、大したお金をいただいて、そして運営して、それが駄目になったらもう駄目だよということにならないようにですね、なんとかやっていきたいと思いますが、ぜひ職員に皆さんには頑張っていてくださいね、なんとか乗り切っていただきたいと思います。意気込みを、どうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課参事。

○商工労働観光課参事（水上昭広） とにかく職員の、まず感染、あとお客様からの感染ということ、まず、上司からの命令もありですね、とにかく徹底して営業を行っていきまして、今、まだ現在では、感染職員、中の感染はまだ起きていない状況であります。その中でもやっぱり少しでも売り上げを上げなきゃいけないということで、少しでも来ていただいたお客様にたくさん物を買っていただいたり、泊まっていたいただいたお客様に気持ちよく泊っていただくということで、リピーターを目指して、これからも感染予防をしながらですね、売り上げに努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） ものすごく入口とかではですね、物販だとかに努力されていることは、本当にもう見てて分かりますし、行ったらついつい入浴料が倍以上支払ってくるような感じであります。本当に頑張っていたきたいと思います。質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第20号令和2年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第21、議案第21号令和2年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課参事。

○商工労働観光課参事（水上昭広） ただいま上程されました、議案第21号、令和2年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。

この会計の現在の予算の総額は2,580万円でございまして、この総額から961万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,618万2,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7ページをご覧ください。

1 款総務費 1 項総務管理費 2 目財産管理費、補正額 1 3 5 万 3, 0 0 0 円の減。空調設備の修繕を見送ったことによる減額です。

2 款事業費 1 項事業費 1 目特産品製造開発事業費、補正額 8 2 6 万 5, 0 0 0 円の減。特定財源その他 5 0 万円の減は、社会保険料納付金です。1 報酬 2 7 0 万円の減。会計年度任用職員報酬です。2 職員手当等 2 8 万円の減。会計年度任用職員期末手当です。4 共済費 1 0 0 万円の減。社会保険料です。8 旅費 1 3 万円の減。費用弁償です。1 0 需用費 4 1 5 万 5, 0 0 0 円の減。消耗品から、8 ページ、調味料までご覧の内容でございます。

つづいて、歳入について、御説明申し上げます。5 ページをご覧ください。

1 款事業収入 1 項事業収入 2 目製造事業収入、補正額 1, 0 7 4 万円の減。三升漬類から化粧箱類までご覧の内容でございます。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節繰越金、補正額 1 6 2 万 2, 0 0 0 円。前年度繰越金です。6 ページをご覧ください。

5 款諸収入 2 項雑入 1 目雑入 1 節雑入、5 0 万円の減。社会保険料でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3 番田村議員。

○3 番（田村陽子） 支出の、7 ページの、修繕料、今、水上参事が、見送ったと、今回やらなかったということをお聞きしましたけれども、特産品開発事業ということで、こういう特別会計をもって蘭越町としてやっていく中で、今年、この空調設備の修理を予定していたのに見送ったという理由をお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課参事。

○商工労働観光課参事（水上昭広） 田村議員のご質問にお答えします。

当初予算では、空調、エアコンの関係ですね、こちらは非常に夏場とか、結露とかもひどかったんですけども、やっぱり今回、コロナの影響で売り上げの減少に伴ったですね、今回は工事のほうを、経費節減というかたちで、こちらのほうを見送らせていただきました。以上になります。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 今年、見込めない。すごく収入がちょっと見込めないという部分での決断だとはお聞きしました。ただ、来年度というかね、この後も続けていくことだと思いますので、逆に今年度予定していたものをやっておいて、次の、次年度のスタートをスムーズに進めたりすることができたのではないかなという意味で、その経費削減の努力をあって、苦労されると思ったんですけども、その意識、考え方の転換というか、来年のために今年やっておこうということにはならなかったっていうことでしょうか。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課参事。

○商工労働観光課参事（水上昭広） 議員の再質問にお答えいたします。本当でしたら、やっぱり今年度実施したいところだったんですけども、やっぱり、もう少しでも歳入、歳出、こちらのほうの支出のほうを抑えて、売上も上がらないものですから、金額も大きいものですから、今回はやっぱり泣く泣くというか、見送らせていただいた結果になります。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 来年度スタートして、また翌年度あるかもしれないですけど、これは修理自体が作業場休ませてとか、そういうことまではしなくてもできる作業なのでしょうか。これを最後に聞かせてください。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課参事。

○商工労働観光課参事（水上昭広） ただいまの質問ですけども、やっぱり営業に響く工事となると、売上にも響いてくるものですから、そのへんはもう最短で、一日でできるような工事ということで進めさせていただいています。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。
10番、熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） これ全体を見ますと、なかなか厳しいところ、努力されてるのに非常に厳しいなという見方を察しております。今、行ったついでとか、お土産、旅行ついで、ドライブついでに買っていきような商品でございますので、非常に厳しいのかなというところだと思います。毎月の統計をとってもどうでし

ようか。回復基調あるのかどうかという点が1点と、買い付けた山菜や在庫商品の管理は十分でされているのか、この2点について、お伺いします。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課参事。

○商工労働観光課参事（水上昭広） 熊谷議員の質問にお答えいたします。

売上の傾向といたしましては、もうやっぱり若干落ち込んでいるかたちになってますけども、その分、歳出のほうで抑えて頑張っていくとかたちになっております。あと、もう1点の加工用原料のご質問なんですけども、やっぱり売上が減っている分、在庫もその分残るというかたちなんですけども、一応、塩蔵というかたちで、塩漬けとかにしているものでしたら、そのほうが保存きくかたちなので、来年度にそのまま持ち越して販売させていただくというかたちをとっていきたいと思っています。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） どっちにしろなかなか厳しい中、皆さん頑張ってください、本当に敬意を表するわけでございますが、こういう状態であればね、町なりいろんな業者についても、こういう商品、なんらかのかたちでお土産なんかに、景品やなんかにつかっていただくだとか、ついでの時の福引きではありませんけども、景品に出すとかね、そういう使い方もあるのかなという気がいたします。もう少し幽泉閣にお金が入って入ってくればもっともっと売れるんじゃないかなと思うんですが、そのへんについて、最後に質問します。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 特産品につきましては、長い歴史の中で実施してきた事業でございますので、私たち自身もなんとしてもこの危機を乗り切りたいというふうに、参事共々かんがえております。今回の予算に計上しましたけども、パッケージをですね、一部一新いたしまして、中身は変わりませんけれども、新たなかたちでですね、顧客に訴えていくということも、今、チャレンジしているところですので、また推移を見ていただければなというふうに思っているところです。また、今、議員からご提案がありました、各種機会を使っていろんなことで使ってほしいということでございました。観光係といたしましても、例えば雑誌の景品広告ですとか、そういうところに載せたりしてですね、あまり予

算のかからないように、人目につくようにというようなことで、実施しておりますので、今後も機会を見てやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第21号令和2年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第22、議案第22号から議案第32号までの令和3審議の方法について、議会運営委員会の決定事項を議会運営委員長からお諮り願います。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） ただいま上程されました、議案第22号から議案第32号までの審議の方法について、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

令和3年度蘭越町一般会計及び各特別会計予算の審議は、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託すべきと決定いたしましたので、議長より、よくしてお取り計らいのほどをお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいま、議会運営委員長からお諮りのとおり、本案は議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、設置されました予算特別委員会の正副委員長を選出方法は、慣例により、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の正副委員長は、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出することに決定いたしました。

暫時休憩します。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 選考委員長から選考結果の報告をお願いします。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） それでは、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選考結果を報告いたします。

委員長は5番永井議員、副委員長は2番金安議員を選考いたしましたので、報告いたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいまの選考委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長には5番永井議員、副委員長は2番金安議員と決定いたしました。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思います。これに御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

午後 4時10分 延会